

令和7年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第1号 (2月25日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について	6
議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例につ いて	7
議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及 び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例について	9
議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について	12
議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について	20
議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について	23
健康推進課長の発言	24
議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めるこ とについて	24
議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることに	

について……………	26
議案第 8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）……………	32
農林水産課長の発言……………	82
散会の宣告……………	83

第 2 号 （2月26日）

出席委員……………	85
欠席委員……………	85
委員会に出席した事務職員……………	86
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	86
委員会日程……………	87
開議の宣告……………	89
農林水産課長の発言……………	89
議案第 9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	89
議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	94
議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	100
議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）……………	107
議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）……………	116
議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）……………	119
議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）……………	122
閉会の宣告……………	126
署 名……………	127

令和7年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 7 年 2 月 2 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 2 月 2 5 日 午 後 2 時 3 2 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地 久 志	副委員長	三田地 和 彦
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和7年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和7年2月25日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について
 - (5) 議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
 - (7) 議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについて
 - (8) 議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
 - (9) 議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)

6. 散 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

本委員会の委員長には、6番、三田地久志委員を指名します。

三田地久志委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地久志君） 皆さん、おはようございます。ただいまご指名をいただきました三田地久志でございます。本委員会には、条例改正6件、指定管理2件、補正予算8件についての審査となります。慎重審議、そして活発な意見を頂戴しますようお願いを申し上げます。

それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（三田地久志君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、10番、三田地和彦委員を指名します。

◎議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより審査に入ります。議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） おはようございます。本日からよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため制定するものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧願います。今回の改正の内容であります。市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、栄養士法の改正により、これまで管理栄養士養成施設を卒業しても栄養士免許が必要であった管理栄養士の資格について、栄養士免許がなくても管理栄養士の免許が取得できるようになったところでございます。

これによりまして、栄養士免許がなくても管理栄養士となることができることから、栄養士資格を持っていないと配置できない現行の規定を制度改正に合わせた改正にする

ものでございます。従いまして、第17条第1項第2号を栄養士の次に、「又は管理栄養士」を追加して調整するものでございます。

なお、本条例に規定する事業所は、現在町内にはありませんので、今回の改正による影響はないことを申し添えます。

2ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から発言の際は、議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明させていただきます。

3ページの新旧対照表を御覧願います。まず初めに、今回の改正は、高齢者福祉事業の見直しにより、生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業を廃止することに伴いまして、これらの事業の手数料を廃止し、併せて所要の整理を行うものであります。

町では3年ごとに高齢者福祉計画、介護保険事業計画を定めており、計画の策定を進める中で、ニーズが高いものに対する新たな取組、現在の事業の状況、在り方などを検討してまいりました。今回廃止する2つの事業につきましては、平成12年の介護保険制度の発足時から介護保険制度を補完する位置づけで実施してまいりましたが、度重なる制度改正、そして高齢者を取り巻く状況、ニーズの変化によりまして、当該事業の利用がなくなっているところがございます。また、別のサービスでも代替の可能性があることから、廃止が適当という判断をしての改正となります。

具体的な内容といたしましては、第2条で手数料の対象として規定している3つの事業のうち2つの事業を廃止することで、軽度生活援助事業のみとなるため、条を全部改正するものであります。

また、今回廃止する2事業が介護予防を目的としたもので、生活支援を主な目的とする軽度生活援助事業のみの規定となりますことから、表題及び第1条の趣旨規定を併せて改正するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則を御覧ください。現時点で廃止する2事業のサービス利用がないことから、今回の改正につきましては、公布の日から施行するものです。

以上が今回の改正の内容となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を制定しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、地域包括支援センターの職員の配置基準について緩和するものでございます。これまで1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者は、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、まず保健師、その他これに準ずる者、次に社会福祉士、その他これに準ずる者、そして主任介護支援専門員、その他これに準ずる者の3職種を各1人配置することが義務づけられておりました。これを原則とした上で、時間による常勤換算法により配置基準を満たすことが認められるようになったところでございます。

また、1つの市町村で複数のセンターを設置する場合の配置基準も緩和されておりますが、当町の包括支援センターは1つであるため、改正による影響は特にはないものと思っております。

この改正は、令和6年4月1日から施行されておりますが、市町村の条例改正を最長1年猶予する経過措置が設けられているところではございます。

それでは、4ページ、参考資料の新旧対照表を御覧ください。まず、岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例でございます。第2条第4号、介護保険運営協議会につきましては、省令の改正に伴い、引用条文を改めるものでございます。

第3条では、基本方針について定めております。ほかの制度との誤解を避けるため、介護保険の被保険者とするものでございます。

次に、4ページから5ページにかけてでございますが、第4条第1項では、地域包括支援センターの職員を配置する基準について、運営状況を勘案して、介護人材の確保が難しい場合、必要と認めるときは、例えば保健師1名の配置が必要な場合、週3日と週2日に分けまして、2人の保健師が担当しながら週3日、週2日としても認められるという内容になるものでございます。いわゆる常勤換算方法による配置基準が認められる内容を追加するものでございます。

5ページを御覧ください。第4条第2項は、原則1つのセンターは、3職種の3名を配置としておりますが、複数の地域包括支援センターを設置する場合、複数のセンター全体で職員の配置基準を満たせば差し支えないものとする内容を追加するものでありま

す。先ほどご説明いたしましたとおり、この部分は本町には特に影響ございません。

第3項につきましては、省令改正に伴う文言整理をしてございます。

続きまして、6ページを御覧ください。上段の表につきましては、第2項の追加及び第3項の改正に伴う整理を行うものです。

第1条関係は、これで以上となります。

続きまして、第2条関係の岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例でございますが、6ページ下段、第14条につきましては、省令の改正に伴い、引用条文を改めるものでございます。

この条例の施行日を公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 6ページの担当するその1号被保険者の数とあるのだが、町内での1号被保険者の数は、これの表でいけばどこに当てはまるのかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木地域包括支援センター主任主査。

○委員長（三田地久志君） 佐々木地域包括支援センター主任主査。

○地域包括支援センター主任主査（佐々木 仁君） お答えいたします。

表でいきますと、一番下になります。おおむね2,000人以上3,000人未満、こちらのほうに該当することになります。

○委員長（三田地久志君） よろしいですか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それから、4ページ、この包括支援センターは、いわゆる保険者ができるだけ住み慣れたこの地で生活するように指導というか、そういうことが望ましいとあるのだが、実態としては被保険者の方が町内に満度にその方向で住んでいるのか、それとも対応できなくてほかの市町村に行っているのか、この現状についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

岩泉町内で被保険者が入所施設、あとケアマネ分、あるいはいろいろなサービスを100%受けられているかといえば、必ずしもそうではない状況はあります。法的にもいろいろな対応をしなければならない部分もあったり、例えば住所地特例というふうな制度もございまして、諸事情があつて、どうしても町外の施設に入所せざるを得ないという場合もあれば、町外の施設、あるいは選んで距離的に、物理的に近い施設に入りたいとなれば、例えば近隣の市町村の施設を利用するというふうな場合もございまして、そういった事情がある場合は、管外、町外に出る場合もありますけれども、ほとんどが今現在町内でカバーできる体制整備は整っているかなという認識ではございます。

以上となります。

○委員長（三田地久志君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、ふれあいらんど岩泉条例についてご説明をいたします。

当該条例は、ふれあいらんど岩泉の再整備工事が令和7年3月に完了する予定となっております。4月からの運営に向けて、これまでの条例を改正しようとするものでございます。

それでは、資料のほうを御覧になっていただきたいと思います。資料の2ページのほうをお願いいたします。別紙の2ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、令和6年12月6日の議会全員協議会で、その概要をお示ししておりますけれども、オートキャンプ場、寝台列車及びパークゴルフ場が旧条例では第4条と第5条において、休所日と使用時間の規定がございました。新条例では、今回は通年利用が行われる計画でございますので、この休所日と使用時間のほうは削除してございます。

2ページのほうの趣旨でございますけれども、第1条にございます変更点のほうはございません。

第2条の設置でございますが、こちらにおいても名称、位置、変更はございません。

以下、3条以降についても、大きな変更点はございません。

条文の若干の修正等はございますけれども、今回の大きな見直しとなりますのは、資料の6ページから7ページの別表第1から第3となります。この使用料は、本条例によりまして上限をお示しし、この範囲内で指定管理者が実質の料金を定めることとしてございまして、この料金は第14条の第2項に規定されておりますとおり、あらかじめ町長の承認が必要となります。

オートキャンプ場の使用料、別表第1でございまして、御覧のとおりキャンプサイトの小、素泊まり1区画につき使用料の上限が2万円というような形で並んでございます。

別表第2におきましては、ヴィラ及びグランピング等の使用料について、同様に使用料を規定してございます。

屋外ステージ使用料、別表第3になります。こちらも同様に記載しております。

この条例の施行期日につきましては、附則により令和7年4月1日からとしてございます。

内容については、以上です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この使用料についてちょっとお伺いしますけれども、その規定の中で町長の承認を得てから決めるということですが、昨今宿泊施設で、曜日によって使用料を変更したりとか、あるいはイベントがあるときに高くするとか、そういった臨機応変な価格設定をされていると思うのですが、その辺はそういうふうな対応ができるような今回の条例になっているのかどうか、それはいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

ただいまの件ですが、今回の条例の料金設定ですが、いわゆる条例上の使用料の最高額を設定するような仕組みでありまして、運営側では、この最高額の幅の中で利用料金を設定するような段取りになっております。いわゆる先ほど委員おっしゃられたとおり、ダイナミックプライシングという日によって料金が変わるといのが今のトレンドといいますか、稼げるときに稼ぐような仕組みになっておりますので、同様の設定を今回する予定になっております。

一応今の予定では、4段階ぐらいのいわゆる料金設定をする予定になっておりまして、繁忙期の一番高いところと、その次の上から2番目の金額、あといわゆる通常期、閑散期というような4つの設定をするようになっておりまして、一応この条例の範囲内でその料金を毎年設定して、指定管理の協定を結ぶ際に町長の承認を得るといような予定をしております。

○委員長（三田地久志君） いいですか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） それとあと一つ、例えば繁忙期ではない閑散期に、さらに町民に利用しやすい価格設定とかというのは、やっぱりせっかくいい施設ができて、町民の皆さんも関心を持っていると思います。泊まってみたいなと思う方もたくさんいるかと思

います。そして、町民に愛される、ファンになってもらえる施設でなければならないという観点からも、泊まりやすい町民に対してのメリットというか、そういったこと、この使用料に関して、そういったことが可能なかどうか、あるいは検討しているのかどうか、その辺はいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

先ほどご説明したとおり、通常のお客様に対しては4段階の料金設定をする予定になっておりますが、現在、運営側のほうでは施設の運営計画といいますか、収支の計画を料金の設定で段取っております、それでスタートする予定になっておりますが、やはり町民向けといいますか、閑散期に空き室で置くよりは、町民の方々に利用していただいて、施設のよさを広めていただくというようなやっぱり趣旨がございまして、いわゆる閑散期の価格よりもさらに割引いた町民価格を設定して、それを町民向けにご利用いただくような段取りで動いております。

○委員長（三田地久志君） いいですか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 関連で、私もやっぱり立派な施設ができると思っているのだが、都市等住民との交流とかとあるのだが、町民ももちろん憩いの場ということもあるのだが、料金設定の部分で、考えは言葉でも今出たわけだが、やっぱり明文化しておかなければ、町民については、いわゆる利用しやすいように、この料金から値下げするとか何かというのを明文化しなければ、あのときそう言った、いや、何も残っていないというようなことになるから、私は使用料は、あそこが町民の憩いの場所となるのであれば、町民に使ってもらうために、料金設定は町民向けの使用料を私は考えるべきだと思うのですが、これを検討するときに全然そういう発想がなかったのかどうか。やっぱり利用しやすいためには、町民の利用しやすいような料金設定を私は考えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

ただいまの件ですけれども、いわゆる町民向けの特別料金といいますか、割引価格の設定に関しましてですけれども、今回国庫補助事業を利用させていただいて施設の整備に当たっているわけですけれども、その際に、一般的ないわゆる収支計画等を出す必要がございまして、特別料金等の設定をその時点で明文化することが難しかったところがあります。

今回それをベースに指定管理の料金の設定とか、運営側の利用料の設定をするわけですけれども、運営側もその際に、やっぱり町民の方々に還元したいといいますか、使っていただきたいというのがございまして、町民向け料金を設定するというような動き方をしているのですけれども、現時点で、いわゆる収支計画の影響とかを考えたときに、幾らまでなら減額できるかというところがはっきりしないところがございます、ちょっと今は4月のといいますか、春の繁忙期の動向を見つつ、その減額幅を設定したいというような意向がございまして、そこら辺までのあたりで町民向け料金幾らというのをある程度確定させて、町民の方々にお知らせできるかなというようなスケジュール感で今動いております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やっぱり16条にもうたってあるが、この条例に基づく規則というのがあるわけです、運用する場合に。その部分で、町長、しっかりと定めていただきたいというふうに希望しておきます。

それから、町民が利用しやすいということをうたってあるのだが、問題は足の確保です。何かふれあいらんどまでの交通手段を考えているのかどうか、お伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 町民の皆様のご利用の際の足の確保という観点につきましては、現時点で考えてはいないという状況でございます。こちらの町民の皆さんが利用しやすいような形での取組につきましては、先ほども小成のほうで申し上げたとおり、運営を見ながら、町民の皆様の声も聞きながら、そちらのほうは考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ちょっとお伺いします。このふれあいらんど岩泉条例、4月1日からの施行なわけですが、今までのふれあいらんど岩泉条例というのがあるはずなのですけれども、これについては廃止か何かが前になされているかどうか、確認をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

これまでのふれあいらんど岩泉条例につきましては、別紙資料の2ページにございますとおり、3行目、ふれあいらんど岩泉条例（平成17年岩泉町条例第27号）の全部を改正するとございますので、これを施行が令和7年4月1日付で条文を改正するということとございますので、入れ替わるという形になるかと思ひます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これも考え方だと思ひますが、条例なので、条項だけで、今までは別な条例に移行するという方法もあると思ひますが、ただ一般的には、条例は条例でこれだけ変わるのでは、従来の分については廃止をして、新しい分について設けると。条例の設置についてですが、設けることについて議決を求めるなので、変更ではないところもあるので、これについては異論、議論もあるところだと思ひますので、検討していただきたいと思ひています。

それから、料金が結構な額になっていますので、先ほどから出ているように、町の意向が指定管理にってしまった場合に、そこの指定管理をする人たちが結構権威があったり、かつ運営しやすいような設定で、町の意見がスムーズに通っていただければいいという思ひがするのですが、その点についての町と指定管理者とのタイアップについてはいかが考えているか、お願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回の施設、新たな4月からの指定管理者との協議の中では、確かに指定管理者もある程度の収支と申しますか、収支をプラスにしなければならぬのはそのとおりだとい

う認識はございますけれども、町の施設を運営する、町民に使っていただきたいということがございますので、最大限町内への還元を目指しながら運営したいというような意向を持っておられます。

その辺も含めて、町も例えば補助事業があるのであれば協力したりとか、イベントの運営を協力し合ったりとかというようなのを4月以降多岐にわたって協力しながら運営しようと思っていますので、その辺に関しましては、都度都度協議をしながら、いい方向に持っていければと思っています。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 14条の利用料金制についてであります。これは指定管理者とか、この運営するところで料金は取るということですね、まずそこから。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問のとおりでございます。指定管理者が利用料金を収受すると。これまで指定管理料をもって公の施設の運営ということになりますけれども、指定管理料の削減をするために運営者側で利用料金を徴収して、指定管理料を少なくしていこうというところで、利用料金を指定管理者が収入として収受させることとなっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 運営する人がこの料金は取ると。そうしますと、後でまた審議に入るわけですが、指定管理のことと、あと予算で指定管理料2,500万円、1年500万円ぐらいですか、あるのですが、そうしますと、この利用料金制で料金が入りますと、今時点どのぐらいかというのはあるかと思っておりますけれども、もしこれがどんどん来てなれば、指定管理料のほうも減額になっていくということもあるわけですか、それについて。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

指定管理料に関しましては、今回の運営者を公募する時点で15年間の運営を、14年間

か、整備が1年、いわゆる運用期間15年というような提案をしていただいております、そのうち最初の5年間に関しては年間500万円の指定管理料という提案をいただいております。

その後に関しましては、指定管理料ゼロで運営するというような提案をいただいておりますので、今回たまたまといいますか、今回の指定管理の期間においては、年額500万円というような設定になっております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 前の全協でも、何年間になったか今分からなかったが、5か年という今説明がありましたけれども、そこはちょっと運営してみなければ分からないこともあるので、指定管理料を入れると。それ以降はゼロでいきます、ここだけでやりますよということなのですが、利用料金制でどんどん人が来ますと、仮定のことではありますが、来た場合には、今答えていないのですが、それでも指定管理料は同じく500万円、年額で決まっているのを支払うということですか。そうではないのですよね。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

指定管理料の件に関しましては、事業者と協議しているのですが、現在の指定管理料の設定を仮に超えて、超えてといいますか、収支が上振れた場合に関しましてどうするかというのを議論しているのですけれども、その中で運営者側からの提案としては、指定管理料5年間は、そのとおりのままであったとしても、収支が上振れた場合は、地域還元をしないという話をされていまして、いわゆる町民に還元するといいますか、域内での消費に還元したいというお話をされまして、それを例えば利用料金に跳ね返させるのか、それとも町内の雇用につなげるのか、何か新たな施設を整備するのかということろを町と協議しつつ還元していきたいという話をされておりますので、その収支の状況によって、都度町と指定管理者との協議によって中身が決まっていくものと思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 指定管理料はそのまま、一般的に言う地域貢献というか、上振

れの分は、町なり町民に還元するというご答弁で、ぜひお願いします、それは。

それで、ここで本当は聞いていいのかわからないのですが、後でも議案がありますので。今補助事業で収支計画を出しているというご答弁ありました。そうしますと、今のこの収支計画を出している中で、500万円も大体の予算を取っているかとは思いますが、この収支計画は大体どの程度あれですか。何人ぐらい来てとか、幾らぐらいの収入があるとか、目論んでおりますでしょうか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） 私が今からお伝えしますこの数字に関しては、いわゆる補助金の申請時の資料になるのですが、その時点では、年間の売上げを約1億円見込んでおります。それにかかる経費が約7,000万円、残った差額が、いわゆる収益になるものというような想定をしております、その際の年間の稼働率32%で、ホテル側といいますか、コテージの稼働率32%で積算しております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたことで、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことを踏まえ、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

改正の内容についてご説明しますが、今回の議案では、最終の10ページに参考資料2を載せておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。まず、今回の改正は、全国的に水道施設の老朽化が進む中、水道事業に携わる人材が不足していることなどに起因して、国において実務経験年数の緩和を図ったことから、当町においても、これに合わせて緩和しようとするものであります。

かいつまんで説明させていただきます。まず、布設工事監督者ですが、大卒で①の土木を選考し、卒業した人の場合、改正前においては、衛生・水道を含む課程の人は2年、含まない課程の人は3年の実務経験を経て、布設工事監督者の業務が行えることとなっておりますが、今回の改正により、いずれの場合であっても1年6か月の実務経験で布設工事監督者の業務が行えることとなります。

次の②ですが、大卒で機械・電気を専攻し卒業した人の場合、これまでは規定がございませんでしたが、改正後においては、2年の実務経験で業務が行えることとなります。

③、④の規定ですが、①あるいは②を卒業し、さらに大学院で衛生・水道を専攻し、修了した人の場合、それぞれ1年あるいは1年6か月にさらに短縮されることとなります。

以降、記載のとおりとなりますが、実務経験のみの場合は、これまでの10年が今回の改正により5年に短縮されることとなります。

次に、水道技術管理者ですが、最初に記載している大卒、短大卒等、高卒等の区分の土木については、これまで布設工事監督者の資格要件を参照していたことから、資料で

は新設とさせていただきますが、実質布設工事監督者の経験年数と同じでありました。今回の改正ではそれが明確になり、それぞれ記載の年数に短縮されることとなります。

また、下から3行目になりますが、国交大臣、環境大臣の登録を受けた者が行う講習課程修了者は、経験なしで水道技術管理者となれることとなりますが、この扱いは従前どおりとなります。

4ページにお戻りください。今回の改正は、令和7年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この資格要件の改正によって、町の職員の中でも該当する人が何名か出てくるかというのはいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 山岸課長。

○上下水道課長（山岸知成君） 今回の改正により、2人の職員を新たに技術者として登録することが可能です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

○委員長（三田地久志君） 議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） それでは、議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてご説明させていただきます。

昭和36年に制定された本条例は、町の附属機関として協議会を置き、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査及び審議のほか、必要な関係団体との連絡調整をこれまで行ってまいりました。

近年少子化による青少年問題案件の減少や多様化する案件への迅速な対応が求められております。これに対応するため、町では、子ども・子育て会議や学校警察連絡協議会を設けており、本協議会の役割は終えたものと判断されますので、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、本協議会の委員全員から承認を得ておりますことを申し添えます。

2ページをお開き願います。別紙を御覧ください。附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査につきまして、よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

換気のため午前11時10分まで15分間の休憩をします。暫時休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時10分）

○委員長（三田地久志君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

◎健康推進課長の発言

○委員長（三田地久志君） ここで発言の申出がありますので、これを許可します。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） 大変申し訳ございません。ここで時間をいただきまして、先ほどの第3号議案条例における12番委員からのご質問にありました内容について、おわびを申し上げまして、答弁内容の訂正をお願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

質問の内容でございます岩泉町の第1号被保険者の場合、新旧対照表の6ページの表のどこに位置づけられるかという内容に対しまして、表中の下段のおおむね2,000人以上3,000人未満とお答えをいたしましたところでしたが、当町の第1号被保険者人数は、令和7年1月末現在で3,720人となっております。正しくは、表中の位置づけではなく、第4条の第1項にあります3,000人から6,000人未満の基準に位置づけられるところございました。

大変申し訳ございませんでした。おわびと訂正をさせていただきます。

○委員長（三田地久志君） それでは、審査に戻ります。

◎議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し

議決を求めることについて

○委員長（三田地久志君） 議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについての内容についてご説明を申し上げます。

まず、提案理由のほうでございますが、ふれあいらんど岩泉の再整備に伴いまして、今回指定管理者の指定期間に変更が生じたために、現在岩泉ホールディングス株式会社が令和8年3月31日まで行うことと議会の議決を頂戴しておりますことから、今回変更にあたりまして、令和7年度より指定管理者が変更となりますので、その期間の変更についてお願いしたいというものでございます。

変更前につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなってございましたが、変更後、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとなってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第27号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第28号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決
を求めることについて

○委員長（三田地久志君） 議案第28号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、議案第28号についてご説明いたします。

提案理由のほうに記載されておりますとおり、施設の設置目的を効果的に達成するため、令和7年4月1日から指定管理者に新たに管理させようとするためのものがございます。

今回の新たな指定管理者といたしましては、株式会社岩泉リゾートパートナーズ、代表取締役、八木禪となります。

この会社につきましては、事業者提案のグループ名でございまして、基本協定に基づきまして設立された施設の維持運営を行う特別目的会社となっております。設立が令和6年7月31日となりまして、資本金は金額で3,000万円となります。

構成員の出資状況でございますが、まず昭栄建設株式会社、株式会社d o o r s、泉金商事株式会社、グランピングジャパン株式会社、株式会社近藤設備、株式会社岩泉電工、工藤建設株式会社、株式会社エヌティーコンサルタントとなっております。

なお、代表者につきましては、代表取締役が八木禪ほか、もう一名代表取締役として横澤昭博の2名が代表者となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第28号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今概要説明ありましたけれども、新たに指定管理するこの会社ですが、初めて新たな会社でありますので、これ出資者の名簿を今ばらばらっと読んでいただきましたけれども、これの会社の概要の資料等を提出してもらえませんか。あるいは、ここの今度の運営管理する先ほど出ましたいろんな施設等々、あるいは

何かシェフなんかも採用するとか聞こえてきますけれども、それらの概要を含めて、もしよかったら資料を提出していただければと思います。委員長、お諮り願います。

○委員長（三田地久志君） 担当課長どうでしょう、資料の配布は可能ですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） それでは、お願いします。

資料の配布漏れはないですか。ありがとうございます。

それでは、質疑を受けますが、4番、畠山さん、何か質疑ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） ほかの方はいかがですか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この指定管理者、今度から指定管理するわけなのですが、やはり素晴らしい施設ができて、そして運営していくスタッフも素晴らしい人材を希望するわけなのですが、支配人とかの応募とか、そういったところの関係は、もういっばいいるのか、そして大体もう決まっているのか、その辺はいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

従業員の状況に関しましてですけれども、支配人の候補者に応募があった方、あとこの運営会社側からアプローチしている方が約3名ほどおまして、今人選中というような状況になってございます。その方々、いわゆるグループ会社のホテルの支配人をやっていた方とか、キャリアのある方というような状況です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今こっちまで聞いていいのか分からないのですが、この会社については、この方々が出資してやるということなのですが、そうしますと、この運営はどの程度の、先ほどの条例のいろんな施設はあるのですが、レストランとか、そういうのも何かやるやに聞こえてはくるのですが、大体の概要でもいいですので、どういふものやってとか、人数、採用職員は先ほどの支配人を含めまして、今考えているのがこんなようですよとか、その概要を説明していただければと思います。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

4月からの岩泉リゾートパートナーズの運営に係る状況ですけれども、従業員にしましては、スタートの時点では8名を予定しております。その内訳としましては、いわゆる支配人、副支配人、あとシェフ、あとサービススタッフというような構成を予定しております。

今の施設規模であれば、8名で回せるというような見立てで今動いております、もしもそれこそ稼働率といいますか、状況によっては追加の採用もあり得るかなというような状況になっております。

今回の採用予定者8名のうち、町内の方が2名確定している方がおります。あとのほかに、住所的には町内ではないのですが、町内出身者といいますか、実家が町内というような方々もおりますので、意外と近くといいますか、町内の方々の採用につながっているかなと思います。そのほかの方々に関しても、近隣市町村の方々がメインになっておりますので、地元での採用というような予定になってございます。

あと、先ほど委員ご案内のとおり、いわゆるレストランというような予定がございまして、そこでは各宿泊プランの食事提供とカフェ、昼食等の提供を予定しております。その食材の仕入先に関しましては、ドリンクに関しては、構成企業であります泉金商事さん、食材に関しては、中心となるのが岩泉ホールディングスを中心に仕入れる予定になっております。現時点でのメニューの開発率は8割程度なのですが、その時点での食材の町内利用率が3割から4割程度になっております。メイン料理となる、例えば短角牛のステーキとか、黒豚等に関しまして、いわゆる食材のメインが町内産となりますので、見立て上のとといいますか、見かけ上の食材の利用率はほぼほぼ町内の料理というような仕組みに、仕組みといいますか、見立てになるかと思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今出ましたが、この食材等についても、できるだけ町内からというふうなことのご答弁でありました。ぜひそれをどんどん進めてやっていただければなと思います。これは意見です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 何点かお願いしますが、このリゾートパートナーズ、代表取締役が2人いるということになります、このすみ分けは、どういうことになりますか。代表取締役となれば、1人代表なのではないかという感じがしますが、2人おいでになるというのは、その考え方をお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回代表取締役2名ということで、片方は、いわゆる建設業の運営をしている方、もう片方のd o o r sさんのほうは、飲食業を中心に事業展開している方ということになりまして、施設の運営そのものに関しましては、いわゆるこのd o o r sの八木さんのほうでホテル側といいますか、施設の運営そのものを回します。施設整備に係る分に関しましては、それこそもう片方の代表取締役の方を中心に、地元企業を使いつつ整備を続けていくというようなすみ分けになっております。

食材に関しましても、d o o r sさんのほうが飲食業を十何店舗とか経営しているところがあったりとか、盛岡市内のほうにいわゆるセントラルキッチンを持っておりますので、そこで町内産の食材をある程度準備して、こちらに持ってきて提供するというような仕組みを今構築しております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、8人の方々のこういう株式会社が出ましたということで、会社的にはあそこのふれあいらんどの川向かいのほう、道の駅の川の向かいのほうにその会社の組織がセットされて、8人が常駐されながら、観光客とか、それから子供の遊び場とかというようなこと、町内外の方々からの問合せとか、対応はしていただけると。これは、常設でおいでになっていただけるという感覚でいいのはいかがでしょうかお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

今の現時点での予定ですけれども、8名のうち、7名に関しては常駐して施設の運営に当たります。シェフのうち1名に関しては、いわゆる新規のメニュー開発とか、仕込みの業務というのをセントラルキッチンでやることになりますので、行ったり来たりというような仕組みになろうかという想定をしております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も縁があって現地を見させていただきました。そうすると、外の丸いサウナとか、いろんな見たことがないような施設があるために、1回行ってみると、魅力のあるというか、ぜひ行ってみたいというふうになるのだろうな、これは。ということは、予約でいっぱいになることによって、町民の方々が電話しても、もう予約でいっぱいですというふうなことになるのであればいいなと思ったり、なったほうがいいなと思ったり、二様なのですけれども、そういった点での組立ては何か想定されているのがありますか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

現時点での、いわゆる予約の取り方に関しましては、大体ウェブ中心になるかなと思っていて、いわゆる予約サイト等を使っての予約になるかと思えます。

ただ、いわゆるインターネットも使えない方とか、町民の方からの問合せはあるものと思っていて、そのすり合わせといいますか、運用に関しては、運営者側と協議の上、手続漏れがないように、皆さん予約しやすいような運営の仕方を考えていきたいと思えます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いつも予約をするのだけれども、満杯でキャンセル待ちだというふうなことは、いいことなのですが、反面、町の人が入れないということもあるかもしれないので、今答弁がありましたように、その調整をお願いしたいと思っております。

それから、委託料というか、指定管理の500万円だけで6億円、7億円の施設を、それだけで国内外、町内外に売り出すのかどうか。そのための準備するような部分というの

は、町でやるのかどうか。その準備資金の分については考えておられるかどうかをお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

いわゆる開業準備に当たる初動の分のイニシャルコストですけれども、今年度のうちに、事業所提案にも入っているのですけれども、開業準備委託業務として三千数百万円の業務を既にこの岩泉リゾートパートナーズに委託しておりまして、そこでプロモーション活動であったりとか、それこそCM広告、インターネットの広告、あと料理の開発、スタッフの養成等を行っているような状況になっておりまして、4月の運営開始に間に合うように今準備を進めているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 分かりました。前にも予算なんかでは、3,000万円という金額ですから、出て、承認をされて前に行っていると思いますので、このところは運営なりPR、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、どうしてもふれあいらんどという、県内から見ても、全国から見ても、道の駅のホールディングスにせよ、ふれあいらんどにせよ、龍泉洞にせよ、みんな1区画なのです。ふれあいらんどはふれあいらんど、龍泉洞は龍泉洞ということではなくて、その全体のくくりを何とかうまい具合にPRしながら、誘客対策を図っていただきたいと思うのですが、その点についてのお考えをお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回いわゆるふれあいらんど岩泉の改修、再整備が中心で5施設が動き出すわけですが、その施設はいわゆる宿泊施設とアクティビティー等があるにしても、狭いエリアだけになりますので、そこだけでは足りないだろうと思っておりまして、それこそ道の駅とのコラボレーションとか、龍泉洞エリアとの、あっちに行ってアクティビティーするような仕掛けとか、そのプランとか、運営会社も町内様々なそういう、いわゆ

るアクティビティーなコンテンツを探したくておりました、またそれをもって長期滞在につなげたいというような意図もありますので、そこは引き続き町内に幅広に目を広げまして、いろいろなコンテンツを拾って協議をしていこうというような意図がございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）

○委員長（三田地久志君） 議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに各事業の執行の精査を行いまして、所要の整理を行ってございます。

それでは、早速ですが、歳出から主なものをご説明申し上げます。32ページを御覧願います。32ページ、2款1項3目財政管理費、24節に公共施設等整備基金積立金1億27万

4,000円を追加しております。当該基金につきましては、平成28年の台風災害以降、10億円を超える額の取崩しを行ってきたところでございますが、今後におきましても公共施設の整備また改修が計画されておりますので、その財政負担に備えるため、基金への積み増しを行うものでございます。

続きまして、36ページを御覧願います。36ページ、同じく11目ふるさと納税推進費、7節報償費、11節役務費及び12節委託料まで、合計1,460万円を追加してございます。これは、今年度のふるさと納税額が3億2,500万円の見込みとなったことから、それに対応する各経費の追加をお願いするものでございます。

次に、42ページを御覧願います。42ページ、下のほうになりますが、3款1項1目社会福祉総務費、18節、定額減税補足給付金、非課税化給付金及び均等割のみ課税化給付金、合計2,979万円を減額しております。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で実施しました給付金、定額減税一体支援の実績確定によるものでございます。

続きまして、飛びますが、71ページを御覧願います。71ページ、10款1項1目その他公共施設災害復旧費、14節、携帯電話用伝送路の災害復旧の移架工事で2,700万円。地域情報通信基盤用伝送路災害復旧の移架工事で3,200万円を減額しております。これは、県の河川改修の事業の進捗によりまして、事業量が減少したことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。15ページにお戻り願います。15ページ中段になりますが、10款1項1目地方交付税で普通交付税1億226万7,000円を増額計上しております。これは、さきの国の補正予算に伴いまして、普通交付税の再算定が行われて追加交付となったものであります。

次に、23ページを御覧願います。23ページ、下のほうになりますが、17款1項3目ふるさと納税で2,500万円を増額計上しております。これは、先ほど申し上げましたが、今年度のふるさと納税が3億2,500万円の見込みとなるためでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、繰越明許費補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてご説明いたします。8ページにお戻り願います。8ページ、第2表、繰越明許費補正であります。今回の繰越明許費につきましては、計9事業、総額6億328万円の繰越しをお願いするもので

ございます。

次のページ、9ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正でございます。今回の債務負担行為につきましては、ふれあいらんど岩泉指定管理料の追加をお願いするものでございます。期間を令和6年度から令和11年度までとし、限度額を2,500万円とするものでございます。

最後に、次のページ、10ページになります。第4表、地方債補正であります。5つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億3,120万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後、歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後、歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。30ページをお開きください。1款1項1目議会費、質疑はありませんか。人件費のみです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2款1項1目一般管理費に入ります。質疑はありませんか。32ページまでです。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この報酬はじめ手当等、会計年度任用職員ということで全款にわたって減額補正がなされています。総括で見ると、190人ぐらいの職員がいて、共済費まで含めると5億5,000万円、5億6,000万円という数字も出ているわけですが、そのときに、ここで岩泉町に必要な会計年度任用職員というのは、町独自で決められるものなのか、それとも財政規模、面積、いろんなのを加味すると、どこかの機関から岩泉町は150人、200人というふうにして、数字の指定が来るのかどうか、いかがなものですか。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（三田地久志君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

会計年度任用職員の配置基準というところでございますけれども、特段国や県から、そういった何人という指定等はございません。町独自で、その年度に応じて配置する人数となっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときの財源というのは、ここで減額、一般財源となっておりますが、丸々の一般財源なのか、裏手当があるかどうかお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（三田地久志君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

基本的には一般財源という形になっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これが今お話ししたようなことで、5億何がしというトータルがこの総括表のほうには出てくるのですけれども、これが丸々一般財源ということになるのかどうか、確認をお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（三田地久志君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

細かい数字のところは今手元にはないのでございますけれども、国、県なりの補助事業だったり、委託事業等で人件費を見られている部分もありますので、全部が一般財源というわけではなく、ごく一部は特財があるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 業務上どうしても必要な職員、会計年度任用職員といっても必要

だとは思いますが、これがどんどん膨らんでいった場合と、それから今のように、一般財源が基本的だということになると、将来に向けて少し心配なところがないわけではないというふうなことなので、ここの精査をしていただきたいのですが、今回減額になっているところは、そうすると令和6年度の会計年度任用職員は、当初予定した分のどれぐらいかが人数減とか、採用で補えなかった分というふうなのが出てくるかと思いますが、この人数的な把握はしているものですか、全課にまたがる分ですが。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（三田地久志君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えいたします。

予算的には263人ぐらい当初見込んでおりましたけれども、これの実績ベースでいきますと253人ということで、10人ほどが少ないといったところが見込みというところになっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 人口減をしている町民の中で、253人の応募ができて雇用ができているというのは、これは町としての非常に大きな成果でもあるかなと思っていました。反面、10人とはいえ、その方々が雇用できなかった分、どこかに業務の事務従事のしわ寄せというのは行っていないのかどうかお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 大森総括室長。

○委員長（三田地久志君） 大森総括室長。

○総務課総括室長（大森淳一君） お答えをいたします。

毎年この時期、実は結構マイナス、減額補正というのを行っておまして、主な要因が、やはり資格を有する保育士さんの確保が難しいというところでございまして、今回の補正でもこども園関係で、やはり5人程度確保できなかったと。あと人数には見えてこないのですけれども、例えば本来1人のフルタイムの保育士さんが欲しいところに、やはり来ないので、年齢ですとか、あとはご家庭の事情で、どうしても5時間とか、3時間とか、短い勤務時間であれば可能ですよといった方々もお願いしておりますので、人数とすれば、その分1人のところが3人、4人と増える部分もございましてけれども、

お金の部分でどうしても減ってしまう。例えば共済費なんかもかからなくなるので、減額補正になってしまうといったような状況になっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 32ページの企画費の一番下の欄に教育特区審議会委員報酬、これ皆減になっておりますけれども、これをご説明ください。

○委員長（三田地久志君） 一般管理費、まだ。行ったならば指名しますから。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目文書広報費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目財政管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目会計管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5目財産管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

6目企画費、質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 項ごとの審査かと勘違いしました。

先ほど言ったとおりです。これ皆減になっておりますけれども、報酬、一番下の欄、これについてご説明ください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

こちら令和6年度の当初予算で、旧大川中学校に通信制高校に来ていただくといったところで計上させていただいた費用でございます。状況としましては、以前の議会の委員会でもご説明のほうをさせていただいておりますけれども、今年度早々に入りまして、こちら運営を予定している会社が熊本県のほうで実施している通信制高校に対して実地調査が入りまして、そこで指摘を受けたところでございます。この熊本のほうの指摘事項をクリアしない限り、岩泉町のこちらの本町のほうでも申請は行えませんよということで、文科省経由で内閣府さんのほうから言われまして、現在申請に向けた準備を行っているというところでございます。

先方の運営する予定の会社さんからは、指摘事項の対応については終了したということでお話のほうをいただいておりますので、これから当方としましては、内閣府さん経由で来年度、今年の5月になります。5月の申請を目指して申請する予定でして、国に対しては、申請していいですよねというところのこれから確認を行う予定となっておりまして、そういった流れを踏まえて、今年度の教育審議会のところの実施ができなかったということで皆減という形とさせていただきました。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今ご説明いただきました。これは、かなりハードルが高いですか。

新年度に向けましてどんな状況、クリアできそうでしょうか。それを含めてご答弁ください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

かなりハードルが高くて、当初の目標よりも恐らく1年ぐらい遅れてしまっているというのが現状でして、この教育特区なのですけれども、本当にハードルが高いと。どういったところでハードルが高いかといいますと、少しずつ指摘をいろいろ受けているほかの運営会社さんもいまして、それに対しての対応がなかなかされていないのではない

かといったところで、特区関係の審議会のほうでも、そういう指摘が上がっているという制度でございます。

運営会社さんのほうにつきましては、そういった受けた指摘に対してはしっかり対応したといったところで言っておいておりますので、町としましては、しっかり運営会社さんも対応しましたといったところで、国のほうからは、うちの町も申請していいですよというところできちんとお墨つきをもらった上で5月の申請を行っていきたいと考えている状況でございます。

運営会社さんにつきましては、大変町にも協力的に真摯に対応してくださっておりますので、引き続き粘り強く国のほうに働きかけといたしますか、しっかりとコミュニケーションを取りながら、5月の申請できちん内示をいただけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 校舎の利用でほかの具体的な中身は分からないのですが、ほかにも教育特区、これだけではなくて、今何があるかと言われても、今思いつかないのですが、例えば教育特区でほかのを含めてやることによって、今の大川中学校、例えば校舎の利用にも結びつけていくとか、そういうのをやっているのかな、そういうのを含めて何とかできるようにできないのかなとは思っておりますけれども、再度お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

今回は、旧大川中学校に通信制高校を入れるといったところのプロジェクトで進んでいるという状況でございます、例えば今回の通信制高校にプラスアルファとして考えられる部分としましては、岩泉高校さんとの連携とか、交流とか、そういったプラスも考えられるのかなと思っております。

また、ちょっと話がずれるかもしれませんが、大川地区におきましては、旧大川小学校のほうの利活用もしたいということで、今年度1事業者さんから提案のほうをいただいております。この後新年度予算で協議をさせていただきます。

すけれども、国のローカル10,000プロジェクトを使いたいということでご相談いただいております。こちらに関して国のほうからは、ちょっとローカル10,000プロジェクトには該当しない事業ですよということで、残念ながらそこで切られてしまったといえますか、そういうお話はいただいていたのですけれども、そういう形でこの通信制高校の特区のほかにも、いい具合に同時並行で廃校利活用が進んでいけば、町全体として町の活性化にもつながっていくのかなという、こういった考えでよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ぜひお願いします。

それでは次に、34ページの企画費、18節で地域活性化起業人負担金あります。大きく減額になっていますが、これについてご説明ください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

地域活性化起業人の負担金でございますけれども、こちらの二升石集学校さんを運営していただいておりますおかえり集学校さんから1名、地域活性化起業人として今年度4月から来ていただいております。ただ、こちらの起業人の方が体調不良ということで、12月をもって退職されてしまいまして、こちらの受入れに係る負担金も12月分までといった形で減額補正をさせていただいているという状況でございます。

補正させていただきましても、来年度につきましても、地域活性化起業人の予算を新年度で計上させていただいております。こちらに関しては、今おかえり集学校さんのほうで4月から来ていただけるように人選を行っているという、そういった状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 多分今回はDXというか、この関係で、前はGXという形でこれをやっていたような気がしますけれども、そうしますと次年度も、7年度も引き続いてやるというふうなことでのご答弁でありましたので、ぜひお願いしたいと思いますが、

それについても再度お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

おかえり集学校さんともウェブで何度も会議といたしますか、社長も含めてミーティングのほうをさせていただいております、岩泉町においては、おかえり集学校を閉じることはないということで、引き続きやらせていただきたいということで、そういった強い気持ちを持っていただいておりますので、町としましても、こういった形の地域活性化起業人という形での受入れで、様々協力してやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 地域おこし協力隊の受入れ事業で680万円減額になります。先般の報道でも、岩泉町の受入れ企業さんが残念ながら倒産をしたりというふうなことがあります、これらの影響についてお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

こちらの事業所、受入れ型の協力隊を受入れするための委託料の減額でございます。今年度につきましては、新規4名分を目標として当初予算で計上させていただいております。

実績としましては、4月1日付で3名の方が新規着任いたしております。残りの新規分1名分が余っているといたしますか、そういった状況ではあったのですけれども、こちらの1名はわかさん、泉金酒造さんがクラフトビールでかねてから募集をしております隊員の方を受入れするために計上していると言っても過言ではない予算でございます、新年度に入って4月早々に1名の方がおためしプログラムで参加いただいておりますけれども、残念ながら応募までには至らなかったといったところで、1名分の予算が余ったといたしますか、今回の補正として減額させていただいている。これにプラスアルファで3名の着任したうちの1名が岩泉純木家具さんに受入れをいただいております。

した。こちらにつきましても、12月いっぱいをもって廃業といったところになって、精算をした分の減額、こちらがプラスされての減額補正となっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに純木家具さんに行っておられた方が、そこで打ち切られたと。次にどう手だてするのか、もう帰られたのか、それともどこかに再就職というか、再受入れがあったために、そこにも支援をしているのかどうか、お願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

純木家具さんに受入れいただいている1名の方につきまして、12月に我々もこの状況を知ったといったところで、ただ期限といいますか、1月から3月までも地域おこし協力隊としての委嘱は続いておりますので、本人が路頭に迷うことがないようにといたしますか、可能な限り町としても支えてあげたいといった気持ちでご本人さんと、あと純木家具さんにいる間も町内の山口家具さんにも受入れいただいておりますので、山口家具さんにご本人と、あと町のほうで入らせていただいて、受入れに関してお願いをさせていただいて、山口家具さんからもご了承いただいて、1月から3月までは山口家具さんのほうでお世話になるという形で今受入れのほうをしていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ということで、1月から3月まで、3年中の1年目なわけですが、現在。残った2年目、3年目についても、そろそろ手を打っていただければと。そして、何とか岩泉の純木家具的な木工製品の質の向上を図ってもらいたいのですが、その見通しについてはいかがでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上政策推進室長。

○委員長（三田地久志君） 三上政策推進室長。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

ご本人さんに関しては、来月3月頭に面談を行う予定でいるのですけれども、そこで今後4月以降どう自分がやっていくかというところの意向を出してもらおう予定にしております。

一応本人も続けていただけるように、町としましては予算的には新年度に継続分の予算を計上させていただいておりますし、本人が続けたいということであれば、引き続きご本人さんが、例えば山口家具さんのところでお世話になりたいとなれば、町のほうからも、来年度も引き続き受入れをお願いしますといった形でお願いをする予定で考えておりました。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 総合開発審議会についてお伺いしますが、町には様々な各種部門ごとに審議会があるのですが、それとこの総合開発審議会との大きな違いというか、見れば使われていない金額が余計なようですが、各種審議会との違いはどうか、まづお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上薫総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上薫総括室長、答弁をお願いします。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

総合開発審議会は、町長の諮問に応じて町の総合開発に関し必要な調査及び審議を行っております。各課でも審議会、例えば農林関係や国保などなどございますが、総合開発審議会については、先ほど申し上げましたが、町の総合開発に関しということで、例えば町の総合計画の策定時、過疎計画など、そういった計画を策定する際には主に審議会でご審議いただいております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、ほかの各種審議会の委員とは、全くダブっていない、別な方がなられていると思うのですが、構成は何人で、どこのどういう出身母体なのかお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

定数は15人以内ということで条例で定めておりまして、現在は、例えば岩泉商工会、森林組合、小本浜漁協、農協等の各産業分野の代表の皆様、そして住民の代表ということで各振興協議会の会長の皆様、そのほかに住民からお二人程度、若干委員の皆様に男性の方が多く、やはり女性の方の意見も頂戴したいということで、現在はお二人、地域は持ち回りでございますが、安家地区からお一人、大川地区からお一人お願いしております。あとは関係の行政機関ということで、土木センター所長、林務出張所の所長、岩泉高校の校長にお願いしてございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ちなみに、今回町長の諮問というか、議題は何かお知らせ願えますか。実は、町長の日程を見れば、頻繁に政策協議というのをやられているようです。これは、各課内で、優秀な各課の課長との協議だと思うので、それでもやはりまだ足りない部分があるために、この総合審議会なるものを開くのか。私は今言ったように、それぞれの職域で、メンバーはほとんど、それぞれの各種審議会に加わっているわけだ。組合長が駄目であれば参事が出るとか。問題はその時々、今の時代に合ったような産業振興なり、教育振興なり、商業振興なり、様々な話題はあると思うのだが、その成果を求めるために、中居町長、本当にこの総合審議会というのは必要ですか。私は、何となく今の時代から見れば、もう形骸化しているような感じがします。この予算のいわゆる支出を見ても、低調なわけだ。やはりここら辺は考えて、それでも中居町長が、いや、ぜひとも知見を広めるために必要だということであれば、やむを得ないけれども、今のそれぞれの審議会が果たしている役割から見れば、何も今の時代に、この総合審議会を私は設ける必要はないかと思うのですが、改めて見直しについて伺います。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

今委員のおっしゃったとおり、各課での審議会もございますので、実は令和5年度、

令和6年度は各課横断的な計画の策定がございませんでしたもので、そういったことで総合開発審議会を開催してございません。

少し前になりますと、まちづくり総合計画、そして過疎計画、これはやはり各課横断的な計画でございますので、総合開発審議会を開催してご審議をいただいております。

あとは、例年総合開発審議会の中から委員をお願いいたしまして、町の未来づくりプランのPDCA、進捗状況につきましては、またご協議をいただいて意見をいただいております。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連させていただければ、各審議会なりが各課にいっぱいあると思いますが、何とかそれをトータルしてもらって、充て職で入っている人が1つ入るといって、3つも、4つもと、多い人は2桁以上になっている可能性がありますので、何とか総合的に審議会委員なり非常勤特別職、これについては見直しではないでしょうか、洗い直しをしていただいてもいいのかなと思ったりしていますので、これは意見で終わりにします。

○委員長（三田地久志君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 地域活性化起業人についてですけれども、ちょっと込み入った話をここでしていいのか分からないのですが、給料の未払い等あったというふうに聞いていますけれども、おかえり集学校さんの経営状況自体は、事業が継続できるような状況だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域活性化起業人につきましては、二升石集学校の部分でございますが、これについては、せんだっても会社の社長さん、それから幹部の職員の方々と意見交換しております。今委員からご指摘のありました件でございますが、これについてもいろいろ話が聞こえてきまして、確認させていただいております。おかえり集学校、この二升石の集学校については親がリングローさんということで、IT関係の企業をやられているのですけれども、その事業自体については、全くこのところは経営状況とすれば、今順調であるというふうに伺っております。

その中で、二升石集学校のほうの事業については、自治体が相手というような形の事業になっておまして、その自治体での精算払いというのが、どうしても全部事業が完了してからの精算払いになるために、そこの部分の資金繰りのタイムラグの部分で、実は働いていた方、12月の1か月分のところが若干待っていただいたという事実があったようでございます。それについては、今解消しておまして、ただご本人、体調不良により、今回もうお辞めになっておりますけれども、事業としては、会社の方針として来年度以降も続けるということで、人材確保に今取り組んでいただいております。

ですので、我々としては同様に、今までどおり支援というか、協力関係を保ちながら、事業のほうは続けていくというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 12月に資金がショートするというのは、もう起きないという理解でよろしいのですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状会社、企業さんのほうとの面談の中では、今後そういうものも踏まえ自治体とのやり取りをするということで、今後については問題ないと承知しております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時08分）

再開（午後 1時00分）

○委員長（三田地久志君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。

34ページをお開きください。2款1項7目支所費から質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。9目交通安全対策費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。10目諸費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

11目ふるさと納税推進費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ふるさと納税の関係でお伺いしますが、この謝礼の1,000万円、これは主立ったものは何を予定されているかお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 齋藤主任。

○委員長（三田地久志君） 齋藤主任。

○政策推進室主任（齋藤 鈴君） 報償費1,000万円の主立ったものということだったのですけれども、お礼の品、順位でいくと、やはり岩泉ヨーグルトが1位になっておりまして、組合せが2袋だったり、3袋、4袋とございますので、まずメインになっているのは岩泉ヨーグルトでございます。

その次に続きますのが龍泉洞の化粧水。なので、1位、2位と岩泉ホールディングスの商品となっております、その次がなかほら牧場のピュアグラスフェッドバター、こちらが第3位ということで、この3点が主なものと認識しております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに、この岩泉町をそのまま売り込むというか、納税していただいた方には、宿泊券なのか、観光案内なのか、岩泉町においでいただきながら、ふるさと納税の謝礼にするというふうなものの取組はなされていないのかどうかお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 齋藤主任。

○委員長（三田地久志君） 齋藤主任。

○政策推進室主任（齋藤 鈴君） 現在掲載されているものと、龍泉洞の旅行村、あちらのキャンプサイトのチケットのほうに掲載になっておりまして、そのほか今後掲載を予定しておりますのが、龍泉洞ホテル愛山さんであったり、温泉ホテル、こちらの宿泊券というものを今準備しているところです。

また、ふれあいランド岩泉がリニューアルされまして、宿泊が新たに可能となりますことから、そちらのほうも連携しまして、今後追加を行っていきたいと考えております。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ物品から、そういうふうな部分で、ふれあいランドもそうでしょうし、あとは各地域振興協議会、有芸であれ、安家であれ、新年会をやるときに、少しメンバーがなかなか足りないといったときに、そういう交流人口の拡大のために、安家では、例えば安家森の会の人たちも80人、90人いるとか、いろいろな水堀の応援の人がいるとか、有芸に。そういうふうにして、より多くの人にふるさと納税プラス交流人口の拡大というふうな形で岩泉を売り込んでいただくというふうな考えはないかどうかをお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 齋藤主任。

○委員長（三田地久志君） 齋藤主任。

○政策推進室主任（齋藤 鈴君） 各地域振興協議会との連携ということですが、本当につい最近になるのですけれども、大川の砂金掘りも返礼品に追加できるのではないかなというような相談もいただいております、そういったところも今後検討していきたいのと、あとはちょっと協議会とはずれるのですけれども、地域おこし協力隊の方からも返礼品の追加も、実際に追加している方もいらっしゃいますし、ちょっと検討したいというようなご相談もいただいておりますので、岩泉町全域にわたって返礼品の追加、そして交流人口の増ということで進めてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。12目小川地区複合施設整備事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

それでは、席替えを。

それでは、2項1目税務総務費に入ります。質疑はありませんか。人件費のみです。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 書かない窓口システムの機械を入れたようだが……そっちはまだ行っていない。

○委員長（三田地久志君） もうちょっと待ってください。次です。

それでは、2項1目は質疑なしと認めます。

3項1目戸籍住民基本台帳費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） すみませんでした。12節と13節にまたがるのですが、機械を導入したが、結局使用料は全く使われていないわけだ。これは、どのような理由と捉えているのかお伺いします。

○町民課長（佐藤哲也君） 浦場総括室長。

○委員長（三田地久志君） 浦場総括室長。

○町民課総括室長（浦場多美男君） お答えいたします。

書かない窓口システムの使用料につきまして、こちらは当初令和6年12月に稼働予定でございましたが、様々な対象とする様式関係の調整等にちょっと時間を要してしましまして、実際の稼働のほうが、来月3月半ばとなる予定で現在取り進めておりまして…

…

〔何事か言う人あり〕

○町民課総括室長（浦場多美男君） 失礼いたしました。来月3月半ば、今年度3月中旬に

今年度中に導入ということで進めておりました、そのため実際の使用料は4月からの支払いということになりまして、今年度の使用料の支払いは発生しないということで、今回減額をお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この窓口が出たことによって、町職員のいわゆる労働負担というか、これは軽減されるのか。また、利用する方は、余計エネルギーがかかるのか、こちら辺の見込みについてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

様々いろいろなシステム、これを導入する目的としましては、大きいところとして、やはり職員の負担軽減というところが最終的な目的にもあろうかと思えます。しかしながら、このシステム導入直後と申しますと、やはりこれは親切に住民の皆さんへも使用の説明ですとか、そういうことが出てまいりますので、すぐさまもって、そういう職員の業務の負担の軽減ということにはならず、導入直後は、もしかして逆にそういう職員の負担というのが新たに発生してくることも考えられます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 同じく12節の委託料でお伺いしますが、戸籍システムが1,000万円の委託料を取りながら約900万円の減額と、この理由についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回は800万円の減、そして通計で180万円ということで非常に大きい減額のお願いでございますけれども、様々なシステムの標準化というものを今国のほうで進めておりました、これは国保などもそうですけれども、令和8年3月、そこをゴールとして国は目指しているところでございます。

本町におきましても、そこに合わせて戸籍システムの標準化、共通化というものにつきましては、当初は今年度でやりたいなというところで予算をお願いしてきたところではあるのですが、やはりこれを受ける業者側として全国的なものもありますことから、

非常にその業務の工程上、今年度難しさが出てきたというようなことから、年度当初の6月の補正で既に債務負担のお願いをして、今年度についての工程の見直しと、今回は減額するのは今年度に限った部分ということで減額させていただいて、残った分は来年度行っていきたいというふうに考えているところです。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、この戸籍システムそのものは変わらない、手順的なものとか、作業的なものが変わっていくということなのか。委託している、ここはアイシーエスですか、アイシーエスそのものについての委託料が、機器も含めて減額になっているということなのかどうかお願いします。

○町民課長（佐藤哲也君） 浦場総括室長。

○委員長（三田地久志君） 浦場総括室長。

○町民課総括室長（浦場多美男君） お答えいたします。

まず、戸籍システムの標準化、共通化につきましては、こちらは国が示す標準様式に全て統一するというものでございますので、そういったところで戸籍事務に係る部分については特段変更等はありません。

あと、戸籍システムの改修につきましては、予算書上の表示にはなっておりませんが、こちらは主なところが今年の5月26日に施行されます改正戸籍法での戸籍への振り仮名を記載するという事務に係るところの改修を今取り進めておるところでございますので、どちらも戸籍の証明をお出しするとか、そういったところでの手続上のところは変更はありません。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。4項1目選挙管理委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目参議院議員補欠選挙費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5 目衆議院議員総選挙・参議院議員補欠選挙費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5 項 1 目統計調査総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

6 項 1 目監査委員費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここで18節の定額であり、非課税であり、均等割ということで、それぞれの減額というのは、たまたまこちらの見込みの実態だけの精査の結果ということだけなのか、その内容についてお願いします。

○委員長（三田地久志君） 應家会計管理者。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） 税務出納課のほうで定額減税補足給付金、こちらのほうの担当しておりますので、この状況については、まず見積りは確実なところでということが多めに取っているというのもそのとおりですし、あとは申請も若干少なかったのですけれども、実績としまして定額減税補足給付金については、件数としましては99%の給付、金額としましては99.6%ということで、おおよそは見込みどおり100%に近い形で給付をしていますので、スタートの見積りの部分が途中で入ってきたときも対応ができるようにということで、若干多めに予算措置していた部分もございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 町民課のほうで担当させていただきました非課税給付金、そして均等割のみ給付金の部分につきましては、今年度実施させていただいたのは、今年

度新たに非課税となる対象者の方、そして新たに均等割のみの課税となる対象者の方を対象としたものでございますが、これの対象者の押さえ方として、同様の給付を非課税世帯については、令和4年度新たにという形での対象者を押さえております。

そしてまた、均等割については、令和5年度に新たに均等割となった方々を対象とした給付を行っておりますが、その時点での対象者数といたしまして、非課税世帯、こちらのほうについては、当時実績が170世帯あったということでございます。そして、均等割のみ世帯については、約200世帯あったということから、今回におきましても200世帯、200世帯と合わせて400世帯での予算のほうはお願いしたところではあったのですが、実際の給付の結果、実績といたしましては非課税世帯が77件、そして均等割課税世帯が84世帯ということで、予算に対しましては半分以下であったということから、このような大きな減額となってまいりました。ご承知おきいただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 予算上は、それでよろしいかと思えます。現実問題としては、そういう世帯の方が200世帯見込んでいたのだけれども、その半分以下の世帯というふうに住生活自体が良好化しているというふうにみなされるのか、単純な見積りだけの差なのか、そこら辺はどう捉えているかお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 過去のこの給付金を実行した時点におきましては、やはりコロナ禍であったというようなことから、町民の皆様の収入上の状況も上がり下がりもあった方も多かったのかなというふうな捉え方かなと思っております。

今回新たに非課税となった、新たに均等割となったという方について半減しているというのは、やはりコロナ禍から少し状況も変わってきているのかなというふうな捉え方でありませう。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目老人福祉費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に行きます。4目国民年金費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2項1目児童福祉総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目児童措置費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目児童福祉施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4款1項1目保健衛生総務費に入ります。質疑はありませんか。47ページです。質疑なしでいいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目予防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目母子保健費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目健康づくり推進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5目保健師設置費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 保健師設置費で170万円の減額があります。ということは、必要な保健師の方が減になっているのか、今後の来年の見通しについての対応がなされているかどうか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） こちらのほうの保健師の人件費のほうは、配置によりまして、ちょうど若い方と、ある程度年齢が行った方で給料単価が違ってきますので、そちらの分での最終的な補正の減額になってございました。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。6目環境衛生費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

7目健康増進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。2項1目塵芥処理費、質疑はありませんか。次のページまであります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

席替えがありますか。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 5款1項1目農業委員会費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目農業総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に入ります。3目農業振興費、質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 12節で畑わさび支援員がありますが、これ約半分というか、大きな減額ですけれども、まず減額の理由をお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） お答えいたします。

当初予算では、これは継続事業で実施しておりますけれども、お二人の方の分を予算措置させていただいておりましたけれども、今年度始まる前に急遽1名の方が委嘱を辞退されるということで申出をいただいております。それに伴いまして、今回はお一人分ということで予算執行させていただいてきましたけれども、1名減によります委託業務への影響は特にございませんで、農業振興公社への委託でしたけれども、公社のほかの職員の方でカバーしてやってきたという中身でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 1名になったということですが、業務内容はどういうことを指導しているのでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 澤口農業振興室長。

○委員長（三田地久志君） 澤口農業振興室長。

○農業振興室長（澤口光治君） お答えいたします。

ワサビの栽培指導、あとは苗の育苗、あとはそのほかの野菜関係の振興作物の指導と、そういったものを農業振興公社の方、それから今回お願いしております復興支援員の方、そういった方々が実際に地元に入ったり、あとは公社の中でそういった活動のほうをされているというような状況でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ワサビの指導というか、苗もやっているということですが、これは農業振興公社も出ましたが、この支援員は何をやっているのですか、もう少し具体的に。何のために支援員がどういうことをやっているのか、ちょっと見えないのです。お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 農業振興公社に復興財源を活用して、ワサビの育苗からワサビの生産指導まで一体的に行わせていただいております。

当時2名の方を復興財源で活用して、農業振興公社に委託していたところですが、すけれども、今年度から1名になったというところがございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 前に旧小本中学校の付近に、多分造った苗の施設がありますよね、もっとほかにも造ったのかな。それをやって、秋植えるのと春植えるのとか、その希望があつて、それに応えていますか、苗を提供するとか、供給するとか。そこらはどんな感じになっていますか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 苗の供給につきましては、昨年度からの暑さ、そういったもので、昨年ちょっと供給量がなかなかうまくいかなかったという話も聞いておりますけれども、今年度は春苗、そして秋苗につきましては、受注をいただいた方には100%供給させていただいているものと思っております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） どの程度要望があつて、どの程度出しているのか、もしお分かりでしたら、お答えください。

そして、これは震災のお金でやっているのですが、2名が1名になって、これはいつまででしたか。ソフト事業で今年、来年、7年、8年まで続くのですか、これは。そこらも含めて。そして、これをやるのですか、また。この震災復興のソフトの事業の国の資金を使って、それについてご説明ください。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） この復興財源につきましては、7年度までというお話を聞いておりますので、使える財源があるうちは使わせていただきたいと思いますので、

あと苗のほうは、澤口室長のほうから答弁させます。

すみません、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

○委員長（三田地久志君）　　ということですが、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君）　　それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君）　　それでは、農業振興費を終わります。

　　4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

　　8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　ここで畜産振興総合対策推進指導事業で、これが皆減になっていきます。何とか畜産振興を図りたいところですが、皆減の理由をお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君）　　三上総括室長。

○委員長（三田地久志君）　　三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君）　　では、こちらの畜産振興総合対策推進指導事業ですけれども、こちらは県補助金を受けて実施しておるものでございまして、歳入のほうも同じく皆減となっております。こちらの事業では、乳用牛群の検定普及事業、検定事業に対する補助でございましたが、県補助金のほうでは、以前は検定員の謝金など検査費も対象としておりましたけれども、令和6年度からは検定員等の人材育成に絞って補助していくという要件となりました。

　　これを受けまして、本予算は皆減となるわけなのですけれども、町単独事業の補助金のほうで乳用牛群総合改良推進事業という事業を同じく行っておりまして、牛群検定に対する普及、定着を促進する事業ですけれども、こちらにつきましては例年どおり補助事業を実施しておりまして、現在交付決定額として88万円ということで交付決定を出していると、今年度も実施しておるという状況でございます。

○委員長（三田地久志君）　　8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　分かりました。ちょっと畜産振興については、所期の目的は達成しながら進めていると。

　　もう一点は、粗飼料の930万円の予算で530万円が減額になっているということで、これはいいこと、補助金を出さなくてもいいくらいだからよかったなと思って受け止めていいのか、それとも。そこの説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） こちらの粗飼料緊急確保対策事業補助金につきましては、9月補正予算で急遽お認めいただいた事業でございます。高温や降雨不足の影響によりまして、町内の牧草の収量が大幅に減少している草地が発生しているということで、緊急支援として牧草ロールの購入補助、あるいは追播用の種子の購入費への補助ということで実施してきたところでございます。この事業は、令和6年7月1日から12月末までの購入分という部分を補助対象としておりまして、現時点で20戸の農家の方に交付決定をお出ししております。

不用額が大きく生じた要因といたしましては、この事業を行う前にアンケート調査というものを実施しておりまして、その中で購入予定数量もお聞きしていたのですが、アンケートの回収率42%というところで、概算で予算計上させていただいた部分がございます。

あともう一点は、今回牧草ロールの購入の補助のほうは、飼料販売事業者さん、都道府県に飼料販売業者の届出をしたものに限るということで事業を行わせていただいたところなのですが、実際に伺ったところでは、取引としましては、以前から行っておられた農家さん同士での取引、あるいは届出を行っておられない飼料販売事業者さんからの購入が多くあったということで、その点につきましては、我々からも該当する方には丁寧な説明を心がけてきたというところでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5目基幹集落センター等運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。6目畑作農業対策事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に入ります。2項1目林業総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目林業振興費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 林業振興のためにも、結構2億を超える予算をつけていただいているわけですが、その中で木材の乾燥機材の補助をしました。そのときに、町産材の利用拡大ということで、ここも伸びてほしい部分があるのですが、その予算の3分の2が減額になっているというふうなことで、今後の見通しなりについてお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山室長。

○委員長（三田地久志君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

町産材利用拡大事業補助金の部分でございますが、委員おっしゃるとおりでございます。町産材の利用という部分では、以前からこの補助で支援しながら進めてきたところではございますけれども、今年度に関しましては、ちょっとなかなか利用がなかったというような状況がございます。数年前は、住宅の新築着工が町内でも非常に多いという状況ではございませんでしたが、ある程度コンスタントにございましたけれども、町内を見ましても、なかなか今家を建てているというような場所もあまり目につかなくなっている、全国的にも住宅着工数も減っているという状況がございます。そういったところもございまして、今年度利用がちょっと少ないというような状況がございまして、このような減額となっております。

ただ、この利用を図るという部分では、役場の中でもリフォーム補助を所管しております地域整備課のほうとも連携しておりまして、住宅改修等の各種施策というところを

両課の、あとは上下水道課のほうの部分の補助も併せて利用希望がある方には周知できるような、そういう分かりやすいような周知の方法というのを今連携しているところでございますので、あとは事業者に対しての補助金の説明会等も行っておりますので、引き続きここについては力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） その中で、ふれあいらんどにも結構大がかりな工事をしたり、木製のデッキとか、それからフェンスとかと、木を使う部分が結構あるように見受けられましたけれども、ここについての推奨というか、こういうのは手がけておりませんか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 町といたしましては、町産材を多く活用していただきたいということで、大体年度初めぐらいには、課長等会議だったり、いろんなところで町産材の活用をお願いしているところでございます。

今年度におきましては、ふれあいらんどが一番大きな事業でありましたし、あとは小川の複合施設のほうも大きな事業でありましたので、両課の課長さんのほうにはお願いしてだとか、そういったところでの活用についてはご検討願えるように依頼はしているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこで、依頼をして、もう3月でふれあいらんどは完成をするという、引渡しが目の前なのですが、そうすると農林水産課の意向を受けて、担当課のほうでは、よって例えば全体で100立方メートルを使うあたりで、70立方メートルまでは町産材を見込めたとかというようなご回答はいただいておりますか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

数量につきましては、ちょっと今資料がないのですけれども、先般の町内の参加されている事業者の方と製材所の方がふれあいらんどの方の関係で現地の調査はされているというところで、活用のほうはしているという状況は確認しましたけれども、数量につ

いてはちょっと資料がございませんので、すみませんが、後ほどご報告のほうをさせていただきたいと思います。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。3目町有林管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。4目町有林造成事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5目林道維持費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

7目林道新設改良事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3項1目水産総務費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目水産振興費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここで新規漁業就業者、これは漁業でも、農業でも、どこでも町の施策として打ち出して、もう一回この予算を計上していただいて、これはありがたいことでもあります。そこで、何とかこの糸口、説明会には来てくれたとか、現地までは行って、もうちょっとのところだったがというような進捗具合があっただけならば、この予算も生きてくると思うのですが、そこら辺の見込みはいかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 漁業者の新規就業でございますけれども、県と町と、あと小本浜漁協さんのほうで育成協議会のほうをつくって、3者のほうで育成すべくいろいろ活動しているわけでございますけれども、最近東京のほうの漁業就業フェアとか、そういったところに赴くことはちょっとしておりませんで、小学生、中学生を対象にした漁家子弟の方たちとか、あとは地域の方たちに漁業の体験を通じて担い手の育成を図っていくような形で今現在活動しております。

あとはSNSだったり、ホームページだったり、そういったものを活用しながら、小本浜での漁業の就業というのをお願いしているところでございますけれども、漁協さんとお話をしながら、ちょっと今は養殖の方面での就業者だったり、あとは定置網のほうに乗るとか、就業者のほうを何とか確保していきながら、そういった地道な、小学生、中学生の体験を通して、漁業の仕事の未来の在り方というのを皆さんに体験していただきながら、就業のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目漁港建設事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えをお願いします。

6款1項1目商工総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目商工鉱業振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目地場産業振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目観光施設費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 確認をさせていただきますが、ここのふれあいらんの指定管理料190万円に1,200万円ということは、今年度1,400万何がしの1,400万円以上の管理費になっています。先ほどの説明ですと、来年度は500万円ということになりますから、この金額だけをもって、先ほどのパートナーズの方々には、もう900万円なりの協力をしてもらっているというふうに受け止めていいのかどうか、そこをお願いします。7年度分の委託料で、900万円の差があるわけですから。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

指定管理料の1,200万円、通計の金額になってございます。新年度からは、岩泉リゾートパートナーズに、およそ年500万円という金額で、こちらのほうは減額というふうな意味合いではなくて、リゾートパートナーズの経営努力によって圧縮されているものというふうに、我々はそのように捉えているところでございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 単純に190万円の減額に1,200万円を足せば1,400万円の予算を組んでもらっているわけです。来年は500万円で済むということになれば、900万円、町としてはそこでいい純益が生まれているというふうに解釈をしたいのですが、そうではないのですかという、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 失礼しました。委員お見込みのとおりでよろしいかなと思ってございます。町としては、そういう意味合いではそのとおりだと思ってございますし、運営者側として見れば、経営努力で町のほうに貢献したいという意味合いかなというふうに捉えてございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを。

それでは、7款1項1目土木総務費に入ります。質疑はありませんか。57ページです。
ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2項2目道路維持費です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目道路新設改良費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 12節の委託料で道路施設の定期点検ということで2,700万円ほどの
予算なのですけれども、2,150万円で済んでいるということで、目的は達したり、次に生
かす、どういうふうにかして生かしていくのかというのは見られているのかどうかお願
いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 吉田地域整備室長からお願いします。

○委員長（三田地久志君） 吉田地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君） お答えします。

道路施設定期点検委託料につきまして、今年度は橋梁点検61橋、トンネル点検1か所
を実施しております。この点検結果を基に、今後の修繕の計画に入れ込んで定期的に補
修を行っていかうというものでございまして、今年度につきましては、落札率が80%程
度と低く、その分の執行残が出ましたので、補正で減額ということになったものでござ
います。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 61の橋の点検がなされたということでございますが、これについ
て危険度とか、緊急性が高いものというふうなのは、そこで判定が出ているのかどうか
お願いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 吉田地域整備室長。

○委員長（三田地久志君） 吉田地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君） お答えします。

今年度実施した結果、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ判定というものがございまして、Ⅳだと早急に通行止めを行わなければならないような健全度、Ⅲだと修繕が必要というような判断がありまして、大体の箇所がⅠ、Ⅱで予防保全型の経過観察の分になりますが、Ⅲ判定が1か所増えたような状況になっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 経過観察だけであれば、安全だと思いますけれども、特に手すりとか、あれらが、台風10号の後でもまだ補修されていないようなところもあるものですから、このところには目を向けていただきたいというふうに思っています。

それから、工事関係ですと、早坂1号から3路線が結構大きな金額が減になっていますが、これはこれで今年終わって済むのか、それとも継続的に、この分は財源を見つけながら次年度に向かっていくのか、どうでしょうか。

○地域整備課長（日吉 理君） 吉田地域整備室長。

○委員長（三田地久志君） 吉田地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君） お答えします。

こちらの工事費の減額につきまして、こちらの理由といたしましては、財源が社会資本整備総合交付金というものを活用してございまして、それが要望額に対して決定額が約82%と減額で決定されたために、その分の事業費を各工事から減額したような形になってございます。しかしながら、実績を見ると、当初予定していた数量にほぼほぼ到達しておりまして、計画どおりに実施できたものと思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目橋梁維持費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

それでは、8款1項1目常備消防費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目非常備消防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5目災害対策費、質疑はありませんか。

10番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） これは災害対策費で、消防のほうとはちょっと離れているのですけれども、小本の避難路、それこそ小本の宗得寺のところにあるわけなのですけれども、台風で最近2回ほど被害があつて、地域整備課のほうで通れるようにはすぐ復旧していただいたのです。そして、これが最近何回もやられているものですから、何とかこれを復旧してくれということで危機管理課のほうにはお願いして、何とか早期にやっていただきたいということでしたが、この科目を見て、補正にもなし、それから新年度予算にもないものですから、どういうわけかなということで。まずそこら辺を、横の連絡が取れているのかどうか、ここをお聞きしたいと思って、今急遽立ったわけですので、よろしくご答弁をお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） ただいまのご質問は、たしか12月にも三田地委員のほうからお話があつたというふうに記憶しております。宗得寺に向かって右側の鳥居から山に上がる避難道路、避難場所に向かう道路約100メートルちょっとが台風によって削られて、避難するのに大変な思いをされるというところにつきましては、私も前担当課長から引継ぎを受けまして、まず春にも現場を見に行きまして、地主の方は宗得寺ということで、用地につきましてもご協力をいただけるという話を伺っておりましたし、この

秋にももう一度現場を見てまいりました。

今は、避難するには、さほど支障のない道路状況となっておりますが、毎年のように雨で削られるというのは、私たちも存じ上げております。これにつきましては、早急に舗装をする、そして側溝を入れて水の排水をよくすることで避難しやすい道路になるのだらうと思っております。

これにつきましては、補正予算、新年度予算では予算措置できませんでしたが、財源を見つけて早急に整備をしてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 力強い答弁ありがとうございました。ここも近いうちに、また津波のおそれがあるということで、昨日の岩手日報にも各市町村の避難の数字も上がりました。それで、あとは今答弁のとおり、あそこの土地はそれこそ宗得寺の土地なものですから、いろいろ最初の交渉のときは、住職も何かちょっと面倒なことを言ったようです。

ですから、今度確認してきましたので、何かこの土地を利用する話があった場合は、私のほうにも教えていただきたい。これは変なことを言うなということで、みんなのためなのだからということで、それこそあそこは神社のあれなのですけれども、神社、仏閣ということで、ご先祖様もやっているし、あとはみんなそれなりに神社もお願いして、地域の安全を願っている場所なものですから、そういうことで下手なことは言わないで、100%以上やる場合は協力してくれということは確約していますので、何とかそこら辺はお願いして、要望にしておきますので、よろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

ここで、また席替えをお願いします。

9款1項1目教育委員会費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目事務局費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3目教員住宅管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4目へき地教育支援センター運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2項1目学校管理費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 小学校費、これは中学校費にも関連するのですが、光熱水費が何百万円ということで、2つ合わせると1,000万円近い形で減額になっています。これについてご説明をお願いします。

○教育次長（三上訓一君） 佐藤学校教育室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤学校教育室長。

○学校教育室長（佐藤育男君） お答えします。

これが令和5年度から取り組んでおりますが、電気料金のプランの見直し等によって減額できたものや、あとは旧大平小中学校が令和5年度から利用実態がなくなるということで、地域と相談させていただきまして、受電を停止したことによって電気料金が抑えられて、あと旧安家小学校ですが、校舎としての利活用ではなくなったことによりまして、ちょうど高圧受電の更新時期も来ておりましたので、これも抑制しながら電気料金も抑制できないかということで、高圧受電から低圧受電に変えまして、大体そこで高圧受電の契約もできて、電気料も下がって、なおかつ高圧受電設備の更新に係る工事費とすれば大体400万円程度も抑えられているような状況もあったり、あとはこれはちょっと私たちが努力したりということではないのですが、釜津田小学校が令和6年度から自校のプールの運用をやめまして、B&G海洋センターに通所してプールの授業を行ったというところでも大体20万円ぐらいの減額が出ておりますし、あとは太陽光のほうの歳入にもちょっと関係するところですが、自家消費の後の余剰電力を歳入で売っているわ

けなのですけれども、ここを何とか自分のところの施設でつくったものを消費することによって、光熱水費の歳出が抑えられるということで、エアコンを利用して暖房を行ったりとかということも、いろいろ学校に相談をかけまして、いろいろなところで抑制が図られておりまして、このような補正になりました。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のように自助努力も含め、それから制度設計もしたと、1,260万円のいい意味での残額も出たと。学校の先生もしくは生徒たちからは、寒かった、暑かった、もうちょっとあったほうがいいというふうな要望についてはございませんでしたか、お願いします。

○教育次長（三上訓一君） 佐藤学校教育室長。

○委員長（三田地久志君） 佐藤学校教育室長。

○学校教育室長（佐藤育男君） お答えします。

特に今のところは、そういったお話はいただいておりませんで、各学校の先生たちも協力的に努力していただいて、みんなで歳出を抑制できたかなと思って喜んでおりました。

○委員長（三田地久志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、質疑なしと認めます。

2目教育振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3項1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4 項 1 目社会教育総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3 目芸術文化費、質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 郷土芸能支援団体の分が約半分になりますが、いい団体が岩泉には残っていると思います。何とかぜひ声をかけていただいて、一つでも多くの団体に発表の場に出ていただくような努力をお願いしたいと思っていました。

質問のほうは、次の演奏会等公演事業で60万円の予算で、半分しか使えておりません。ですので、これを何とかいい事業だといった場合に、年度途中でも再募集とか、見直しとかということで、ぜひ町民の人たちが積極的にというか、独自のやる演奏の機会、閲覧、発表会を見られる機会を町民に提供していただきたいわけですが、そういうふうな部分での途中での切替えというのはできないのかどうか、お願いします。

○教育次長（三上訓一君） 八重樫社会教育室長。

○委員長（三田地久志君） 八重樫社会教育室長。

○社会教育室長（八重樫昌治君） お答えいたします。

こちらの演奏会等補助金についてなのですが、今年度2団体、30万円、30万円の計2回を予定しておったところなのですが、非常に残念ながら外部の要因、選挙日程等が重なって、どうしても開催ができないというような状況になりまして、今回今年度は残念ながら見送ったというところのものでございます。

来年度以降につきましては、引き続き町民に芸術鑑賞の機会を提供するべく、同じように事業を継続してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに町民会館公演事業ということでいくのか、それとも地域によって、閉校になった学校、二升石であり、安家であり、有芸にもある、そういうふうな場所に赴いて、地域でやる公演事業にも、この補助金は適用になるのかどうか、いかがですか。

○教育次長（三上訓一君） 八重樫社会教育室長。

○委員長（三田地久志君） 八重樫社会教育室長。

○社会教育室長（八重樫昌治君） お答えいたします。

この演奏会等補助金についてですが、公演場所を町民会館に限定するものではございません。例えば地元の施設ですとか、そういったところに観客を集めて演奏会、発表会を行うことに関しても実行委員会に対して補助を行っていくと、そういうものでございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5項1目保健体育総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目体育施設費、質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 1目で聞きたかった保健体育総務費です、許してもらいたい。

各種委託料で、69ページです、様々な検診で委託されているのだが、それで細かいことだけれども、気になってお聞きしますが、1つ耳鼻科の検診委託料、これは次の賃借料まで、器械の借上料まであるのですけれども、別口で。これは、なかなか変わったやり方だと思っているのですが、どういうわけでこういう書き方になっているのか、検診の委託のやり方になっているのか、説明をお願いします。

○教育次長（三上訓一君） 根木地教育指導室長。

○委員長（三田地久志君） 根木地教育指導室長。

○教育指導室長（根木地智和君） お答えいたします。

耳鼻科検診の委託についてですけれども、委託については、岩手医大のほうに委託をしております。また、検診に使う器具については、別な業者から借り上げを行っているということで、検診は医師のほう、器具は器具で使い回しができませんので、滅菌したものを使用するために、そのための借上料ということで、耳鼻科検診については、こう

いった計上をさせていただいております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） また参考のため、そうすれば岩泉町に限ったことではなくて、県下どこの、いわゆるこの検診についても、こういう医大の場合は借り上げてやっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 先ほどこの耳鼻科検診に関しては、あくまでもお医者さんが診てもらう分、そしてそれに伴う必要な器具は別に町のほうで借り上げしているというやり方を説明しました。ただ、別に器具を借りているか、またはその実施している市町村で個々に持っていて、その都度滅菌しているか、ちょっと調査まではやっておりません。

町のほうでは、そういう耳鼻科検診に必要な器具は所有しておりませんので、業者からその都度借りているというやり方を行っておりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） なければ、次に移ります。

体育施設費は質疑なしということでもいいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） では次に、3目学校給食費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

10款1項1目その他公共施設災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 総務課長のご説明ですと、河川改修による工事をやれなかったのが大きな減額というふうな説明でしたが、これはそうしますと河川改修がまだ続けば、終われば、この工事は引き続きやるのでしょうか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回河川改修に係る工事になるわけですが、河川改修工事が今年度末で完了しないということになっています。来年度、秋ぐらいまでかかるのか。そうしますと、その間にまたこういった工事が出る可能性がございますので、今回3月ではここまでしかできなかったのですが、県工事に合わせまして、もう一度令和7年度当初予算に計上するというようにしております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この財源を見ますと、地方債とその他。その他財源は、これはそうすれば県あたりから来るのかな。地方債で町自らやるのですか、改修を。それについてお答えください。

○委員長（三田地久志君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 県工事に合わせてやるということになりますので、これについては、県からの歳入をもってやるということで、この形は同じで令和7年度もやるということになっております。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 間違っただけかな。この4,200万円の地方債を今回は使っているのですけれども、次回も整備するには使うのですか、これ。すみません、細かく入ってしまって、よかったら。

○総務課長（三上義重君） 佐々木財政管財室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木財政管財室長。

○財政管財室長（佐々木 光君） お答えいたします。

こちらの財源ですが、まずその他の部分に関しましては、先ほど政策推進課長のほうからありましたとおり、県のほうの補償費になります。災害復旧事業につきましては、その補償費で補填できない部分の一般財源部分、一般財源といいますか、町負担分に対しましては災害復旧事業債、こちらの地方債のほうを活用させていただくこととなります。

令和7年度、新年度のほうも同じような形になるのですが、県の河川改修に絡む工事にはなりますが、こちらの伝送路の移架工事の発注者は町のほうで発注ということになりますので、町のほうでの事業費、その財源の部分で県の補償費、あとは県のほうで補

償されない部分に関しては地方債のほうの借入れを行って事業を行うというような形となっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） もう一回、すみません。

勘違いしましたが、そうしますと県の河川改修に伴う工事ではなくて、災害復旧で町がやるべき工事ですよということですか。いいです、答弁。終わります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に、2項1目農業施設災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目林業施設災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3項1目道路橋梁災害復旧費、質疑はありませんか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ここで聞いていいかなと思うのですが、去年の8月だったか、台風で生活橋が流された安家の茂井の2軒ですか、あの橋は仮に架けているのですが、今後それを架け替える予定なのかどうか。

○委員長（三田地久志君） 日吉課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 夏の台風5号の災害で生活橋が流失したわけですが、その2件とも本復旧、いわゆるこれまで同様の、1個は車両も通れないような橋でしたが、いずれ本復旧は断念するという事でお伺いしております。

○委員長（三田地久志君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 本人が断念すれば、私は何とも言うことはないのですが、流されては架け、流されては架け、本当にあそこは何回も流される場所なのですが、そうす

ると家は残っているのですが、あそこ、本人がどうするか。やっぱりあそこは、もう住まないというような形になるのですか。

○委員長（三田地久志君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 茂井の2軒の件ですけれども、先ほど地域整備課長が答弁したように、前には町の補助金を使って橋を復旧したわけですが、それについてはもうしないということになっています。その上で仮橋については、今回町のほうで架けてさしあげました。1軒、下のほうの下流のほうの家の方は、もう既に安家の小学校脇の教員住宅のほうに移っていただいています、そちらのほうで生活をしていただくということの条件で移っていただいていますので、橋の向こう側の家は空き家という形にはなります。ただ、仮橋はそのまま架けておりますので、家にあるものがあったり、様々な畑もあったりするようですので、行ったり来たりはするのですが、それはご本人のものでということで住宅には行ったり来たりはすると思います。

それから、もう一軒、上流側のほうの家の方については、仮橋を今架けておりますけれども、これについては5月の末で増水が始まる前に撤去をするということになっていまして、今住宅にお住まいの方からは、家の物を向こうから運び出していただいています。こちらのほうに、岩泉町のほうに今お住まいになっていきますけれども、物を全部出していただいた上で、橋を撤去して、それで向こうはもう空き家という形になります。そういった話を今進めておりますので、今後はそういった状況ですので、孤立というような形にはならないかなと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2目河川災害復旧費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

11款1項1目元金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで歳出を終わります。

これから歳入に入ります。13ページをお開きください。

1 款町税、質疑はありませんか。歳入は、款ごとの審査となります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2 款地方譲与税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3 款利子割交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4 款配当割交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

6 款法人事業税交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

7 款地方消費税交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

8 款環境性能割交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

9 款地方特例交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

10 款地方交付税、質疑はありませんか。

8 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この普通交付税1億円増になっております。これの主立った理由をお願いします。

○総務課長（三上義重君） 佐々木財政管財室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木財政管財室長。

○財政管財室長（佐々木 光君） お答えいたします。

まず、提案説明のところで総務課長からありましたとおり、国の令和6年度の補正予算におきまして、地方交付税のほうの再算定の予算が計上となっておりました。こちらの部分で国のほうで再算定が行われましたので、こちらのほうで再算定を行った結果となっております。

こちらですが、主に大きなところで、職員の人件費等々が人勧等で増えております。そういったところの職員の給与費の改定分ですとか、あとは臨時財政対策債の償還基金費ということで、こちらのほうですが、臨時財政対策債のほうの借入れを行った場合に交付税で措置をするということでのルールがあるのですが、こちらのほうの償還分を前倒して市町村のほうに交付をするということで、後年度でその分の臨時財政対策債の償還分の財源のほうの前倒し補填ということで、その分を町債管理基金等の減債基金等に積んで、そちらを取り崩して交付税で前倒し措置した分で償還財源に充ててくださーいというような形での措置のほうが取られております。そういったところを含めての追加の交付の部分今回算定されているというところになっております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

11款交通安全対策特別交付金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

13款使用料及び手数料、質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 4目にわさび加工施設の皆減があります。これは何でしょうか、

ご説明ください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上智総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上智総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） わさび加工施設等で634万5,000円の皆減でございますけれども、こちらは乙茂地区にあります畑わさびの関連加工施設でございます、使用者は岩泉ホールディングス株式会社となっております。年度当初におきまして使用料を算定しておりましたけれども、このたびホールディングスから全額免除申請がございまして、減額させていただくものでございます。

理由といたしましては、近年降雨不足や高温によりまして、加工原料の入荷が悪く、加工稼働状況が生産能力の最大量まで達していないというところがございます。1次加工施設でいきますと、250トンペースで加工は可能なのですけれども、令和6年度見込みで125トンというような状況でございまして、岩泉ホールディングスさんから免除の申請があったところでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、施設の使用料の減免が出たので、これは町長が認めて今回減額したと。それは、町長決裁事項でしたか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） こちらの減免のほうの根拠ですけれども、岩泉町の行政財産使用料条例第3条第4号にございますけれども、「町の行政遂行上特に必要と認められるとき」ということで、今回こちらを根拠に免除するものでございます。

こちらの当該施設については、畑わさびの生産振興、あと6次産業化を図るということで町が整備して、岩泉ホールディングスが運営しております。製品化を行うスキームとして運営しておりますけれども、こちらはまだ経営の安定化が図られていないということで、行政遂行上特に必要と認められるということで、このたび減免と、全額免除するものでございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 分かるのです、生産振興とか、そういうことのためにと、それが理由で減額になって処理できるのかなと思ったのです。町長決裁でできるのかなと思ったのですが、そっちのほうの説明、できますということなのですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 三上総括室長。

○委員長（三田地久志君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上 智君） こちらは、行政財産ということで、行政処分として町長の権限で免除ができるというものでございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

16款財産収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

17款寄附金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、債務負担行為補正に入ります。次の9ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、債務負担行為補正を終わります。

次に、第4表、地方債補正に入ります。10ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで第4表、地方債補正を終わります。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎農林水産課長の発言

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 先ほど5款1項3目で4番委員から畑わさび栽培指導支援員設置事業委託料の畑わさびの苗の供給本数の質問に対し、答弁保留しておりました。

今回公社の供給本数のご質問でございましたけれども、町内全域に対しての供給本数ということで、今栽培しておりますJAと公社、両者の供給本数について合わせてご説明させていただきます。

まず、令和4年度ですけれども、春苗におきまして167万本、令和5年度が78万本、令和6年度が111万本。

秋苗の栽培でございますけれども、秋苗は公社のみが栽培しておりますので、公社の供給量になります。令和4年度が4万1,000本、令和5年度が4,000本、令和6年度が2万7,900本になります。

以上でございます。答弁保留がございまして、申し訳ございませんでした。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、ありがとうございます。そうしますと、もう大体希望には添えてやっていますということですか。

ちょっとだけ、1点お願いしたいのですが、今困っているのは高温障害で、去年もそうですが、もう一年、3年目に入ると、ワサビも大変だなというふうな声も聞こえます。JAとか農林水産課の担当、あるいはその普及所等で、やっぱり歩いているかと思うのですが、何か会ったりして指導というか、やっているかと思うのですけれども、その対策としては農家の状況をまず知ることだと思うのです。

そして、またもう一つは、その対策をどういう援助をするか、支援するか、助成するか、支援をどこまでやるかというのがありますけれども、それはどうですか。これは乗り越えられるかなということで、何もなかったかとは思いますが、また高温が

ずっとまたこういう気候ですので、続くかと思うのです。そういうことも、多分皆さんには釈迦に説法で、皆さんはそういうのはもう分かりつつやっているかとは思いますが、そういう声が聞こえてきます。このままいきますと生産がもうかなり減っていくように私は思います。

ぜひそれに向けて、やっぱり生産者と一緒になってこれをやっていていただきたいなど。担当の農林水産課は、それを預かってやっているのですから、やっていただきたいということ、すみません、ここで発言させていただきました。

新年度予算でもっとどんどん入ってやろうかなと思っていましたが、まずそういう点があったので、お聞きしました。よろしくお祈りします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） まさに今生産者の皆さんのところに入って、各関係機関と一緒に指導会等々をやらせていただいております、農家の皆さんの声は十分聞いているものと思っております。

農家の皆さんの方たちとお話をして、春、苗を植えた際に、やはり水不足、それからもう既に暑くて高温で苗自体が活着しない前に枯れてしまうとかという、そういった初期的な部分もございまして、それによる被害が令和5年から続いておりますので、その対策といたしまして、今年度秋苗の本数が増えているのですけれども、既に秋に植付けをして、活着したまま冬越しをして、多少水が不足してもそのまま生育していくような生産体制に、若干農家の人たちも考えながらシフトしているところでございまして、あとはかん水設備の事業の補助の要求等も受けてございまして、そういった部分で支援できるところは支援しながら、ワサビについては町の特産品として大きくこれからも伸びていかなければならない品種だと思っておりますし、たくさんの地域、町外からの移住によりまして栽培に努力しようとしている皆さんがおりますので、そういったところは町としても手厚い支援をしながら、あとは農協、ホールディングスとともに、そういったところの横の連携を取りながら支援をしてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） いいですか。

◎散会の宣告

○委員長（三田地久志君） それでは、本日はこれにて散会します。

なお、明日 2月26日、午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午後 2時32分）

令和7年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 7 年 2 月 2 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 2 月 2 6 日 午 前 1 1 時 5 2 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地 久 志	副委員長	三田地 和 彦
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会
条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 2 月 2 6 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議

1. 開 議

2. 付 議 事 件

- (1) 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- (2) 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- (3) 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- (4) 議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- (5) 議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- (6) 議案第 14 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- (7) 議案第 15 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

3. 閉 会

◎開議の宣告

○委員長（三田地久志君） おはようございます。条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

（午前10時00分）

◎農林水産課長の発言

○委員長（三田地久志君） ここで、審査に入る前に農林水産課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

昨日の一般会計補正予算審査において、4番、畠山和英委員のご質問に対する答弁内容に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

5款1項3目畑わさび等栽培指導支援員設置事業委託料におけるご質問で、岩泉農業振興公社とJAが供給する畑わさび苗の本数への答弁ですが、正しくは、春苗、令和4年度16万7,000本、令和5年度7万8,000本、令和6年度11万6,000本、秋苗が令和4年度4万1,000本、令和5年度4,100本、令和6年度2万7,900本でございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

なお、今年度の春苗の生育状況は順調ということを知っておりますので、申し添えます。

以上でございます。

◎議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

○委員長（三田地久志君） これより審査に入ります。

議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、事業勘定及び診療施設勘定ともに各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ったところでございます。

初めに、事業勘定の歳出から主なものをご説明申し上げます。予算書の10ページを御覧願います。5款1項1目財政調整基金積立金で24節積立金1,452万円を追加しております。これは、医療給付費が予算の範囲内で推移しており、今年度において剰余額が生じる見込みでありますことから、財政の均衡を保つため財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

続きまして、歳入になります。6ページにお戻り願います。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で1,030万1,000円を減額するものでございます。これは、法律の改正により、令和6年10月1日から社会保険加入要件が拡大されたことに伴いまして、国民健康保険の被保険者数が減少したものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定になります。歳出でございます。飛びますが、20ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費で総額193万1,000円を減額してございます。

続きまして、歳入でございますが、18ページにお戻り願います。1款1項1目国保診療報酬収入から4目その他の診療報酬収入まで、診療収入の見込みにより総額で202万8,000円を減額してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。1款1項総務管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に、2項徴税費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3項運営協議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4款1項特定健康診査等事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5款1項基金積立金、質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 総務課長からここでご説明今いただきましたので、これまで枯渇したという、表現よくないかな、基金はゼロだと前は伺ってございましたけれども、そうしますと累計額は今のぐらいになっていますか、お願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

国保の財政調整基金につきましては、令和元年度、こちらのほうで税率改正を行っております。以降、令和5年度2,700万円程度、そして令和6年におきましては1,700万円、現在の基金残高としましては4,782万2,162円、そして今回補正で申し上げているのが

1,452万1,000円の積立てを予定しておりますので、積立て後6,200万円程度の基金という
ような状況となっております。

○委員長（三田地久志君） よろしいですか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 6,000万円ぐらいに今なっているということであります。そうしま
すと、国保の特会のこの基金の利用というか、いっぱいあったほうがいいのかは思いま
すけれども、どの程度あればいいと思っておりますでしょうか、予算編成するには。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

その前に、先ほどの私の申し上げた答弁の中で、令和6年4月1日現在におけるの残
高4,476万8,080円となっております。そして今回が1,452万1,000円の積立てを予定して
おるという状況でございますので、訂正方お願いしたいと思います。

そして、財政調整基金の残高のある程度水準と申しますと、県のほうでは給付費に対
して5%以上というようなめどを示しておりましたので、本町においては5%、やや超
えたという状況に現在至っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

7款2項繰出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。1款国民健康
保険税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5 款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

6 款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳入を終わります。

次に、診療施設勘定の質疑を行います。18ページから20ページを御覧ください。歳入歳出一括で質疑はありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 20ページの手数料ですが、200万円ちょっと減額になっています。

この理由をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

こちらの手数料につきましては、歯科診療車、こちらのほうが老朽化しているということで、更新なりの検討に向けて、様々車両の状況の確認ですとか、設備の状況の確認、こういったものを業者のほうにお願いして取り進めたいということで予算のほうをお願いした経緯がございましたが、製造していただいた業者等に相談をしながら、今の状況、そして車両については今回車検整備もございましたことから、そういった手段を用いまして、今回の業者のほうにお願いをして、車両の状況の確認ということをするまでには至らなかったということで、今回補正減額をお願いしたいということでございます。

○委員長（三田地久志君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） そこで、今マイナンバーに保険証が併用になっておるわけですが、本町の歯科診療所での使用状況はいかがかお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 歯科診療所において、お客さんがどの程度マイナンバー保険証、マイナ保険証利用しているかという数字につきましては、確実なものをちょっと押

さえておりませんので、ご了承いただきたいと思いますが、歯科診療所において、マイナンバーカードをマイナ保険証利用できるような環境のほうは当然整備しておりますので、歯科診療所においての利用率というのはございませんけれども、全体的な被保険者の中での利用率というものにつきましては、約31%、本町においてはあるかなというふうに見込んでおります。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○委員長（三田地久志君） 議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、お願いします。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴いまして、所要の整理を行ったものであります。

まず、歳出からご説明申し上げます。最後のページ、7ページを御覧願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして406万6,000円を追加しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料で総額690万4,000円を増額計上するものがございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） ありがとうございます。提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。歳入歳出一括です。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それでは、1点お伺いします。

後期高齢者に到達した75歳の方が、結局それまでは国保で国保税を年間で納めてきていると、8期分。ところが、途中で後期高齢者、8月生まれとか、10月生まれは、そちらに加入することになるかと思うのですけれども、そのときの配分というか、何せ国保のほうは年間で8期分で1本どんと来て納めてしまうわけですが、後期高齢者は、その年齢到達で切符が切られる。ここのすみ分けについては、いかがですか。

○委員長（三田地久志君） 應家税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） 国保の賦課についてでございますけれども、後期高齢者になった時点で月割課税ということで計算をさせていただいておりますので、ダブることはまずないと。ケースとしまして、1人世帯であれば、到達する月までの納期といたしますか、納期の中で割っていきますし、国保の世帯が残る世帯であれば、全体を計算して切れる、例えば10月で切れますよと、10月から移行されますよといえ、その人の分については10月分までを、そして別な国保をずっと1年間の人の分については

1年分を、それを合算して8期で割るといような計算方法になります。ですので、ま
ずダブることはないということで認識をいただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 保健事業と介護予防の一体的な事業ということで取り組んでき
ているわけなのですが、この1年間、財政的には、どういうふうになっているのか。予
算を使い切っているのか、それとも残しているのかという点ではどうなのでしょう。

○委員長（三田地久志君） どうですか、質問の中身は分かっていますか。

はい。

○町民課長（佐藤哲也君） 現在につきましては、後期高齢者医療特別会計、こちらのほ
うのご審議をいただいている中で、委員からのご質問は、恐らく一般会計においての広
域連合のほうから、おっしゃるとおりの介護予防と保健事業、これを一体的に取り組む
ことで歳入のほうございますので、そちらの取組として、介護予防と保険事業が一体に
推進されている中であっての執行状況と申しますか、そういう部分の確認ということで
よろしいでしょうか。

では、少々お待ちください。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 大変申し訳ございません。委員ご質問の高齢者の保健事
業と介護予防の一体的事業実施、これはまさに今の時代の要請に応えるべく、健康寿命
の延伸とか介護予防を中心とした事業を実施することにより、より健康的、介護と保健
の連携を取りながら実施する事業という位置づけで当町も実施しているところで、この
事業は重要な事業でもあるなど認識しております。

それで、ご質問がありました予算的な部分であります、大変少額にはなるのですが、
この事業ということで今一般会計で予算措置しておる部分は、100万円弱の予算で実施は
しているところでございまして、執行率という部分では、ほぼほぼ予算どおりに執行し
ていると認識しておりますので、100にはならないかもしれませんが、計画どおり進めて
いるという状況にはございます。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（三田地久志君） いいですか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今度の議案書で四百何万円増えているわけなのです。これは、端的に言えば、いわゆる該当者が増えたと理解してよろしいのかどうかお伺いいたします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 後期高齢医療制度の基本としまして、これは広域連合さんのほうで保険者として取り組んでもらっている中で、広域連合のほうに対しての納付金、これが400万円増額となると。その根拠としましては、料金収入の普通徴収のところにおいて、今回670万円まず増額をお願いする補正を出すわけなのですが、この普通徴収、こちらのほうの当初予算の算定につきましては、我々も広域連合のほうから示された数字に基づいて当初予算を編成しておりましたが、年度途中での75歳到達者等々があることによりまして、その分が今回調整をされまして、新規に75歳、被保険者となる方の普通徴収、これは年金が支給になってくれば、将来的には年金から特別徴収ということで保険料を差し引かれる形になるのですが、到達してから次回また次々回の年金支給までの間は普通徴収で納めてもらうという形が必要になってきますが、その方々の保険料については、町のほうで広域連合のほうからの指示待ちという形で予算編成しておりませんでしたので、それを今回増額補正すると。

そうすると、連動して、保険料を広域連合のほうに上納する形といたしますか、そういう仕組みになっておりますことから、今回保険料収入が上がったことによって、広域連合に対する納付金のほうも合わせた形で増額するというような理由をもつての増額の補正というような内容となっております。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 問題は、その納める、いわゆる後期高齢者になった75歳以上の方が、見通しとしては、私は団塊の世代が行くから当然増えるだろうというような感じがしているのですが、当局のいわゆる該当者は、これからの見通しとして増えるのか、そこら辺についてのご見解をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） この被保険者数におきましては、後期高齢は75歳以上、そし

て国保は75歳未満ということになります。かつては、国保の被保険者のほうが後期高齢者よりも多かったのですが、現在最新の状況としましては、後期、75歳以上の被保険者につきましては2,105人、そして国保のほうが1,888人と後期の被保険者数のほうが逆転して多い状況となっております。

そして、特に本年度、来年度につきましては、75歳に到達する方が多い年になってきますので、短期的に今年、来年というのは増えていくのかなというところではあります。その後は新たに75歳に到達される方もありますが、被保険者で亡くなられる方のバランス、そういうところで考えていきますと、ますます増えていくという状況には、当然人口減少という要素もありますので、横ばいからという形になっていくかなと。今年、来年はちょっと増えるかなという予想値でございます。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連しますが、今までは後期高齢者というのは人のことだったのです、全く関係なく。ところが、今聞いたように2,100人対1,880人ということで、町民の国保と後期高齢者の人数が逆転してきたということになると、後期高齢者に係る保険の説明というか、そういうふうなもの町民にやや丁寧な周知が必要になってくるかなと思っていました。

急に75歳になってぽつんと知り得ることが多いような気がしますので、先ほど国保との関係もあったり、年間で国保を8期納めながらも後期高齢者を納めなければならないのだなというふうに誤解をされても、住民の人はそんなに払っていないのに、そう思われたのでは不利な状況もあると思いますので、そこら辺のところは丁寧な周知をお願いしたいと思いますが、方法があるのかどうかお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 国保、そして後期、特に後期のほうにつきましても、被保険者の年齢を考えると、より丁寧な説明というのは必要であるというふうに考えております。

しかしながら、いろいろな手段を使いながらも、なかなか細かい部分について、しっかりとご理解いただくというところは、まず難しさも感じるころではあります。保険料なりにつきましては、これはやはり少ない収入の中で年金から差し引かれたりとか、

そういう部分でお問合せもいただいておりますので、そういった対応については、しっかりと分かりやすく責任持って説明をさせていただきたいなと思います。

また、医療の受診に当たっては、後期の方もマイナ保険証に移行してもらって進めてもらっている部分もありますけれども、そういったところでは、なかなか年齢的にもそういった流れについてこられない、どうしたらいいか分からないという方もあろうかと思えます。

広報なりを使って広く周知を図るとともに、また窓口にお越しになっていただいた際には、しっかりと個別に丁寧に対応させていただく、これができることかなというふうにと捉えております。ご理解いただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この際、お伺いしますが、いわゆる高額療養費が今非常に問題というか、議論されているのですが、国民健康保険と後期高齢者になっても高額療養費という制度には影響なく、普通に適用されるのかどうか、現状についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 後期高齢につきましても高額療養費制度、こちらのほうは当然国保に準じた形でございます。そういう内容でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いいたします。

◎議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（三田地久志君） 議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、お願いします。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算は、事業勘定、サービス事業勘定ともに事業の執行の精査を行いまして、所要の整理を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明させていただきます。8ページを御覧願います。2款1項1目介護サービス等諸費、18節施設介護サービス給付費で1,000万円を追加してございます。

次に、11ページを御覧願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金で3,315万円を追加しております。今年度も介護保険特別会計におきまして剰余額が生じる見込みでありますことから、基金条例に基づきまして、事業計画期間における財政の均衡を保つために積立てを行うものであります。

続きまして、歳入になりますが、7ページにお戻り願います。7款1項1目繰越金で4,826万円を増額計上するものでございます。

以上が事業勘定となります。

続きまして、サービス事業勘定の歳出をご説明させていただきます。飛びますが、18ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費で総額19万4,000円を減額しております。

続きまして、歳入ですが、前のページ、17ページになります。2款1項1目一般会計繰入金で46万9,000円を減額し、3款1項1目繰越金で28万2,000円を増額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3項介護認定審査会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2款1項介護サービス等諸費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この介護サービス給付費で12億5,000万円なりの当初予算になるわけですが、それに加えて、さらにこの1,000万円ということになってくると、施設介護が増になっています。この傾向というのは、給付費は、昨年度のを見れば約1,000万円弱にはなっているのですが、施設介護のほうだけが、このように補正でもプラスになっているというふうな内容なので、この傾向がどのように続いていくという認識をしているのかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（三田地久志君） 佐々木長寿支援室長。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

まず、そのとおり施設分についての増額については、認定の部分からの話にもなるのですが、ある程度認定の流れが基本的に早まってきております。認定の目的が、

最初例えばデイサービスを使うような方もあれば、最初から重篤というのですか、入院していて、病院のほうから案内を受けて認定を受けられる方だとかというふうな方のケースもあったりします。というふうな感じで認定の傾向とすると、施設へ行く傾向が強まっているというふうなところがございます。

結果として、別な科目にもなりますけれども、高額の部分と連動して所得の限られた方、1段階、2段階の方で、例えば施設利用、入所すると長期的に高額のほうも圧迫するとか、使ってしまったということで、近年の傾向からいきますと、そういうふうな施設利用の方のほうの認定の利用の割合が高まってきているというところになります。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 分かりました。昨年との予算比較をしたときに、1,000万円ではなくて5,000万円ぐらいの予算の減になっているので、とても介護予防がうまくいっているのかなと思ったりしていましたが、その中で施設介護のほうが増えているということで、町内でも、総務常任委員会でもお話をさせてもらっているのですが、どうしても事業所、町内で相次いで減少しているというふうなときに、昨日も質問が出ましたが、町内の人たちが介護を受けたい方々が町内で充足できているのか、他町村に行かなければならないのかというふうなところは、どういうふうに捉えているのかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

昨日の答弁と同様の答弁となりますけれども、今年度年度当初、一部の町内の事業所でケアマネジャー業の事業所あるいはホームヘルパーの事業所というのが相次いで経営不振といいますか、収支が合わないというところで廃業したいという申出があって、町内の介護事業所の方々と調整、協議をしてきましたが、まず町民の皆様方に多少のご不便をおかけしたかもしれませんが、大きな混乱は招かずに、従来どおりの体制整備は整ったかなと認識しております。

昨日も述べたように、利用者様で諸事情があって、どうしても町外に行かなければならないという方は当然でございますけれども、町内でもある程度の施設は維持できているのかなと思っております。

ただ、現在入所に関しましては、多少待ち時間はあるというのはお聞きしているところでございますが、数年前、十数年前よりは、待機者はかなり減少してきているのではないかなど認識しているところでございます。

何とか今後も被保険者様方にご迷惑をおかけしないような形での介護保険の運営、体制整備には努めてまいりたいと思っておりました。よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のように町内での待機者が生じているというふうなときに、個人的な300人とか、10人とかというふうな、人数の把握というのはできるような体制になっているのか。多少いるだろうとか、増えてきているだろう的な認識なのか、担当課とすればどういう受け止め方をしているかをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 町内施設の待機者の状況でございますが、介護保険事業を運営するに当たりまして、保険者として連携を図る意味で地域の介護事業所と連携を図るための地域ケア会議というのを開催してございます。これは、比較的定期的に開催しておりまして、いろいろな情報交換に努めているところでありまして、当然その中で入居者の状況、職員の状況、待機の状況とかというのを情報交換しながら、何とかよりよい運営に努めたいというところでの情報交換は行っておりましたので、具体的な数字というのは、待機者の把握はしておりますが、例えば特養での現在の待機者は43人、老健施設での待機者は24人というふうな形でなっておりますが、ただこれは毎回開催し情報交換するに当たりましては、当然数字の上下はありますので、ここら辺で町内の状況というのを連携しながら努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ただいまの関連で、地域ケア会議、事業所等での会議をやっているということでありました。どの程度の頻度と申しましょうか、月1とか、どの程度開催していますか。傾向も含めて、前と現在とどのような状況か、お聞きします。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えします。

今年度の地域ケア会議ですが、2回実施しております。さらに、全体での2回の会議では足りませんので、今年度はコア会議ということで、個別会議を正確な数字はちょっと……相当数開催してございます。といいますのは、年度当初事業所の廃止がありましたことから、ここの部分の調整をしなければならないというところで、10回以上は開催をしまして、ここの部分の協議をさせていただいたというところで、今年のこの地域ケア会議、個別会議は、関係者には大変ご迷惑をおかけしたところではありますが、例年よりは多く開催して、何とか地域内の会合は地域内でやりたいというところで、人材確保も含めながら協議をしてまいったところでございます。

以上でございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まさに地域ケア会議、今答弁のとおりだと思います。聞こえてくるのが、以前より会議も開催されていないよとか、この事業所とのこっちの認識とか、いろいろあるかと思いますが、それを100%取るわけではないのですけれども、年2回の会議ということでありましたが。その前は、月に1回とか、結構会議は開催されていたかという話もありますけれども、その状況はどうですか。やっぱりこれは大事なと思います。ご答弁のまさに趣旨をやるためには、これが連携、事業所がいっぱいありますし、今2つ廃業になったのですけれども、いっぱいありますので、やっぱり再度もう一回、そうなのか、ご答弁ください。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、地域ケア会議、数年前は回数を多くやっていたと思います。その会議内容でございますが、いわゆるケースの勉強会の会議を主に開催していたという認識もございます。様々な介護ケースがあつて、この場合はどのようにやるべきかというふうな勉強会の会議を開催してございました。

今時代とともに高齢者の虐待案件とかいろいろな部分もありまして、地域ケア会議とは別に高齢者の虐待の会議とか、そういうふうな会議は別組織、別会議で開催してございますので、地域ケア会議というケース会議、地域ケア会議という会議は、確かに委員ご指摘のとおり回数は減ってはございますが、個別の会議とか、虐待案件のケースの会

議ということでの会議の開催は増えているというところでございます。

○委員長（三田地久志君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） もう一回だけ。ご答弁のとおりかと思えますけれども、それは必要があれば、やらなければならないです、勉強会も。今言う虐待のこともやらなければならないので。やっぱり連携しながら、ここの会議も、あるいは高齢者のことの介護関係を連携してやっていくというのが、これは必要だと私は思います。その認識は分かりませんが。でありますので、やっぱり勉強会を当然にして、いろんな事業、介護ばかりでなくても産業関係、経済関係についても勉強会をそれぞれやるわけです、その時々で。それはやってもらうとしても、この連携会議は、やっぱりケア会議とか、こういう趣旨のものは必要でないかなと私は思いますが、それについてお答えしていただければと思います。

○委員長（三田地久志君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） まさに地域での介護は地域でということを考えておりますので、委員ご指摘のとおり、地域ケア会議、これは重要な位置にあると思っておりました。様々な状況もありますので、この地域ケア会議を核としながら、様々な会議への波及を考えつつ、継続的に有効な地域ケア会議として、必要があれば回数も増やして開催していきたいなと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4項高額介護サービス等費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費、質疑はありませんか。9ページ、10ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2項一般介護予防事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

3 項包括的支援事業・特定事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4 款 1 項基金積立金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

5 款 2 項繰出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入の質疑を行います。6 ページをお開きください。1 款保険料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

2 款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

4 款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

6 款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

7 款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳入を終わります。

次に、サービス事業勘定の質疑を行います。17ページ、18ページを御覧ください。歳入歳出一括です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

換気のため、11時まで休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時00分）

○委員長（三田地久志君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に戻ります。

◎議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）

○委員長（三田地久志君） 議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに各事業の執行の精査を行いまして、所要の整備を行っております。

それでは、歳出でございますが、7ページを御覧願います。7ページ、1款1項1目一般管理費、同じく2目龍泉洞管理費で総額357万6,000円の減額計上をしております。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。1款1項1目施設観覧料で909万4,000円を減額し、5款1項1目一般会計繰入金で551万8,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

次に、歳出の質疑を行います。7ページ、8ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 直接の補正ではないのですが、龍泉洞管理費というところで、先般冬の観光イベントを開催していただきました。とてもいいイベントだったのですが、ただ町内からの入洞者というか、来場者があまりにも少なかったかなというふうな感じをしていますが、どれぐらいの予定で、来ていただいたのはどれぐらいというふうなものの押さえをしてあるのかどうかお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 先般開催いたしました龍泉洞の冬まつりの入洞状

況についてご報告のほうをさせていただきます。

まず、ご質問ありました町民の入洞者数でございますけれども、この期間中、9日間実施しましたけれども、この期間で255名の入洞者がございました。町民の数でございます。有料で入洞をしていただいた方の人数でございますけれども、夜間の開催というイベントでございますので、4時から7時の時間帯での入洞者数は、この期間で457名というところで、期間全体、9日間全体の入洞者の約3分の1が、夕方の4時から7時にかけての時間帯で入洞がされているところでございます。

質問の最初にちょっと戻りますけれども、町民の255人ですが、昨年度までは、令和5年ですと2月の1か月間で56名の入洞でございますので、イベントの案内によりまして、町民の方々の興味も引いて入洞されたのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私が思っていたよりは、255人と457人と、少しでもおいでになっていただいたなど。特に有料の方々も岩泉のほうに足を向けてもらったというのは、よかったなと思っていました。

そこで、さらにお金がかかることにはなるかもしれませんが、ランタンの工夫と、それからイルミネーションも、入り口のところの龍をイメージしたのが1つありましたし、橋のところもよかったのですが、園地全体について少しずつでも広げていければ、やっぱり見た手応えというか、見応えがあるのではないかなと思って感じました。

ですので、一つ一つのラインでつながるイルミネーションもあるでしょうし、あと発光をすること、光を山にぶつけたことによって山がイルミネーションのイメージで点灯しているように見える、そういう装置もあるかと思うのですが、あまり高くない予算でもできるかと思うのですが、そこら辺のところを研究していただいて、さらに冬の観光誘致というのも図っていただければと思うのですが、お考えをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご提言のほう、ありがとうございます。先般課内、あとは龍泉洞所員で反省会を実施いたしました。来月になりますと、実行委員会のほうの反省会ということで、来年度に向けての意見交換をしていきたいなというふうに思っ

てございますけれども、その中でやはりイルミネーションについては充実をしていったほうがいだろうなというふうには思っているところでございます。

個々のイルミネーションについては、レベルの高いものもございますし、それをつなげるという意味合いのイルミネーションも充実が必要かなというふうに思っております。龍泉洞第2駐車場の上から見た全景、イルミネーション全景を見る景色がやはりすばらしいと感じてもらって入洞していただくという方向が一番いいのかなと思っておりますので、駐車場の関係とか、人の動線関係も考えながら、イルミネーションの視点の部分で少し充実ということで進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） あわせて、第2駐車場かな、白いテントもあり、見せていただけたものもありましたが、あそこにどうしてもわかかの参加がないと。民間のわかかとか、あそこの事務所に関わってもらって、広いイベントの会場にすれば、また見応えもあったり、行った人も買物も飲物もプラスになるのではないかと思いますので、これは要望にしておきますが、ぜひお願いをします。

○委員長（三田地久志君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 関連して冬まつりについてです。行って何を改善すべきか、どういうふうな留意をすべきかというのは、レポートを担当課にお渡ししてありますので、課内で共有し、実行委員会の方たちとも共有していただきたいなというふうに思います。

457人ということを経営費で割りますと、1人当たりの誘客に5,000円とか4,000円かかっているという想定になるかなと思うのです。いろんなご意見はあるのだと思うのですけれども、果たして本当に人を呼ぶだけが効果なのかということはあると思うのです。認知をどう広げていくことができたのかとか、龍泉洞のことは分かっているけれども、岩泉町とひもづいていなかったりとかというようなこともあったりするのだと思うのです。

冬の誘客ということで事業はやるのだと思うのですけれども、どういった効果で、誰を狙って最小のインプットで最大のアウトプットを出すかということだと思うので、8月30日の感謝祭とかもそう思っているのですけれども、何が評価指標かということ

は事前に明確にした上でやらないと、どんどん投資を、経費をかけていくと、見えない人の手数はもっと増えていくと思うのです。

直営でやっている分には、職員ということでもいいかもしれないのですが、民間に委託をするということを考えますと、そこがあまり重たくなると、受け取る側が受け取れないということも想定できると思いますので、どういう趣旨でやるのかという企画の軸をぶれないように発展させていただきたいというお願いです。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問ありがとうございます。

まず、冬まつりのほうの狙い、目的でございますけれども、先ほど委員からお話あったとおり、1人当たりのコストはかかっているかなと思いますけれども、充実をさせることで誘客の増加を図って、1人当たりのコストを下げっていくというふうに思っておりますが、今回の祭りの狙いは、初年度というところで、狙いとしているのが観光エージェント、観光の事業者の皆様をお招きして意見を伺って、広域的な連携を取っていきたいというところもございますし、町内の宿泊事業者も当然入っておりますので、宿泊者を増加させる的な経済効果を狙った意見交換にしていきたいというところで、期間の2月12日に意見交換を実施したところです。

その中でも、継続的な開催というのが皆さんからの意見でございましたけれども、それに伴いまして宿泊事業者、観光エージェントの皆さんの旅行商品の造成につながっていくような期待感が非常に感じられたというふうに思っております。つきましては、この祭りの趣旨としましては、外部のほうに民間委託という考えはまだ持っておりませんが、町民参加型、全体でできる取り組みに将来的にはしていきたいというふうに思っております。

当然龍泉洞の、現時点は直営でございますけれども、その中でもやはりいろんな機関、団体が連携し、町民と一緒にお祭りのほうをつくり上げるような形で実施していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありますか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 関連になりますけれども、まずPRの仕方がどうだったのかとい

うことの評価を1つお願いします。というのは、何か町内の方があまり見えていなかったのかなというふうな私は印象。出店者でほとんど9日間行っていたわけなのですが、もっと町内の方が来るのかなと思ったら、それほどでもないというのは実感しているのかどうか、その主催者として。

そして、来年以降に向けた取組、そういったところを改善できるのかどうか。そして、それが結局口コミで広がることの強さになると思うのですが、その辺いかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（三田地久志君） 小成総括室長。

○経済観光課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回のイベントですけれども、周知の方法、今までのそのほかの龍泉洞まつりであれば、いわゆる町民向けにチラシを入れる、あとぴーちゃんねつとでの周知というのをメインにして実施しておりまして、紙ベースの周知活動を行ってまいりました。

今回のイベントは、ちょっとうちも試行的なところもございまして、いわゆるウェブ広告を中心に広告を打ち出しまして、町民向けとしましては、いわゆるぴーちゃんねつと、そのほかの近隣の市町村の方々向けにはウェブ広告というか、いわゆるインスタグラム等のSNS広告とウェブ広告という形で出しまして、仙台から八戸までのエリアの20代、30代女性をターゲットにして広告を実施しました。

当初は、男女問わずに実施したのですが、1週間ごとに運用を見直しまして、見られている方の分析ができますので、そこを中心に広告を入れているというところがございまして、スカイランタンのイベントに関しましては、ほぼほぼ町外の方々といいますか、そのエリアの方々からの申込みがございまして、40名定員で実施しましたが、40名、40組定員で実施しましたが、ほぼほぼ二、三日ぐらいで大体予約が埋まって、結構効果はあったかなと思っています。

ただ、やはり町民の方々向けに関しては、今回チラシというのを入れていないので、最初の、当初の認知がやっぱり低くて、多少は来るのですが、来た方々からの口コミでじりじり広がっていった、最終日に向けて町民の方々が増えていったというような傾向がございまして、最後のほう、1日数十名とか来ていただいたので、やっぱりそ

こは町民向けに今後も周知といいますか、広告をうまく打っていったりとか、町外の方
向けというのをうまく織り交ぜて、来年度以降も実施していければいいかなと思います。

そのほかの龍泉洞まつりに関しましても、同様にちょっといろんな周知の仕方を織り
交ぜて実施していければなと思っております。

○委員長（三田地久志君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ぜひお願いします。そして、期間中、夜のイベントということで、
下の園地内の食堂がもう5時で閉まるとかということも含めると、やはりそういったと
ころも力を合わせて、みんなで盛り上げていきたいなというふうに、そんなイベントに
なればいいと思いますので、その辺も含めてよろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やっぱり三大鍾乳洞の龍泉洞をにぎわすために、今いろいろ話
を聞いたのですが、私も今のお話を聞いて、龍泉洞に町内の方がそんなに行く気になり
ますかという今思いがしているのです。近くにあるのは、いつでも見るにいいと。しか
もそれなりのイベントであれば、あんまり正直関心もないような、そういう雰囲気だと
思うので、それで先般の委員会のときですか、たしか話をしたと思うのですが、やはり
今は電波を使ったり、様々な宣伝をして、その最たるものが岩泉ホールディングス、I
BC等、ラジオをつければしょっちゅう出てくるわけです。ああいうふうにして、やっ
ぱり連続して流してやっていたら、何となく耳に入ってくるわけ。

それで、人を集めるためにどうしたらいいかということで、たしか前にもお話した
のですが、どの程度の歌手か分かりませんが、水森かおり、それこそ「龍泉洞」という
タイトルで曲を出した話をしたのですが、やはりせっかくの機会です。ぜひ7年は大々
的にやってみたらいかがですか、新年度で。そうすれば、当然町内の方も相当行くし、
もちろん町外からも来ると思うのです。これは、ぜひこの際ですから企画をすべきだど
思って今発言をしたのですが、頭に置いていただきたい。

次に、早坂のビジターセンターについてお伺いしますが、ビジターということでも前
にいろいろ同僚議員からも出たのですが、実はこの近くにセラピーロードという散策路
を造ったわけだ。それで、セラピーセンターにしたらというような話もあったのですが、
いや、やっぱりこのビジターが適当だということでビジターセンターになったのですが、

そこで、この建物は委託管理しているのですが、私が聞きたいのは、いわゆる森林浴、セラピーロードの散策路、どの程度に今も整備されて、通年的にコロナが明けてからも何人ぐらいのいわゆる利用者があったのか、現状についてお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

セラピーロードの散策路のほうの利用状況等についてでございますが、この散策路については、管理人を委託して整備のほうは常日頃していただいているという状況でございます。

利用者については、ロードのみの利用は集計というか、データを取ることが非常に難しいところもございまして、早坂にお越しいただいた方々については、年間3,000人から5,000人程度でこれまでも推移してございますので、ビジターセンターの見えるところにご覧いただけますので、管理人の方々のご案内等にご利用いただいていたりとか、あるいは目につくところで自分で歩いていただいたりとかしているところでございます。

今後についても、散策路、セラピーロードの活用については、人的な負担も増えるというのは避けたいところでございますので、利用される皆さんに利用しやすい、見やすい形で、ちょっといろいろと考えながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三田地久志君） 課長、前段の告知の方法のところの提案みたいなものもあつたのですが、そこについては、龍泉洞のお祭りの関係の。

どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 失礼しました。前段の龍泉洞冬まつりのほうの関係でございます。水森かおりさんを招聘してのイベントについては、昨年春から県の観光大使というところでコンタクトを取りつつ、来ていただきたいということでお願いはしてございましたけれども、日程の調整がつかないというところで断念をしてきたところでございます。

ですが、今回の冬まつりについての町民の方々の魅力というか、足を運んでいただく企画については、町民の方々のアンケートからも、やはりもっとインパクトのある日等の設定とか、いろんなことができるのではないかなというところでご意見もいただい

いるところがございますので、土日の部分でのちょっとした盛り上がりのイベントを日中にやったりとか、そういったところもいろいろと考えながら、持続的にできるというイベントで、とにかく実施をしてみたいなというふうを考えているところがございます。

以上です。

○委員長（三田地久志君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 繰り返しになりますけれども、十何万人を、目標値をどうするかということはあると思うのですけれども、誘客のターゲットを女性、子供を中心にとすることは外せないのだと思うのです。対面のビジネスというか、お客さん相手の商売の一般論ですけれども、やっぱり若い女性が動くと、いろんな人たちが動くと。若い女性が動くと、年配の方たちも、そのうちついてくるようにはなるのですけれども、でも年配の方たちに満足していただけて、その方たちが安心できるというビジネスに転換した途端に発展しなくなるのです。なので、ターゲット、何をしてもいいのですけれども、そこをずらさずに、ぶれずにやっていかれたほうが持続可能な観光施設誘客につながると思いますので、ご意見です。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。歳入も一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地久志君） 議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、区有林の立木売払いに関して、今年度木炭生産組合等からの希望がなかったことから関連予算の調整を行いまして、所要の整備を行っております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願います。1款1項2目の財産管理及び造成費において、立木伐採売払交付金31万4,000円を皆減しております。これは、今年度区有林の立木の売払いがなかったことから、当該交付金についても皆減するものでございます。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入でございしますが、6ページを御覧願います。1款2項1目財産売払収入では、立木売払収入156万7,000円を皆減しております。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

歳出の質疑を行います。8ページを御覧ください。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私が考える財産区は、いわゆるまさに財産を売って、そして収入を上げる、このことが大川財産区の仕事だと思っていたのです。ところが、見るとおり立木が、いわゆる売れなかったのか、切らなかったのか分かりませんが、これでいくと、何もしなくてもいいような財産区、しかも何人かの役員がいて、恐らく報酬か何か出していたと思うのですが、そういうのも予算も捻出できない。これについて、ああ、そうですか、利用者がなくて、木も切らなくてもいいのですというような財産区のあり方でいいと思っているのかどうか。もう少し売れるような、担当課あるいは財産区の理事の方々に、何か話をするようなことがあってもよかったと私は思うのですが、このままの体制でいいと思っているのかどうか、今のお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 大川財産区につきましては、財産区自体が小さな自治体みたいなものでございまして、それを管理しているのが岩泉町長になってございます。

財産区につきましては、立木等の伐採等々のご希望を毎年、釜津田、大川地域の皆さんにご利用のアンケートを取っているところではございますけれども、昨今ちょっとそういった希望がなかったりしておりまして、今回の皆減という形にはなっております。

財産区につきましては、ある資源は当然活用しながら販売していくことも目的でございますが、付託されている財産を管理するのも目的でございます。その中で、近年地域おこし協力隊の方で炭焼きに入っている方が今年度からおります。そういったところで、現在財産区の立木を買わなくても、他で賄われていた木材だったり、そういった材の部分がやっぱり大川財産区のところで調達しなければならぬ事態にもなっております。そういった形で、財産の活用のめども若干見えてきておりますので、そういったところから財産を有効に活用していきたいというふうにご考えてございます。

いずれ大川財産区の財産を守るのが町の役目でございますし、それをあるものは活用

していききたいというふうな形で考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（三田地久志君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やっぱりこの財産区を管理するためには、当然管理する費用もかかるわけだ。やっぱりそれをするには、ある程度活動する資金もつくらなければならない。それで、もう皆さんもご案内のように、かつての国営の営林署、あれはまさに営林署だったのです。山で木を切って売れるぐらいの、まさに名前のおりの営林署だ。今は何ですか、ただの管理署です。やっぱり黙っていれば、大川財産区も、ただの管理署になってしまうのです。やっぱり時に、今言ったように、炭を焼く協力隊も入ってきたのだから、その方にもあっせんするとか、その年度年度で、やるときはやって、そしてうまくこの財産区を回していくというような体制は必要だと思うので、あえて話をさせてもらいましたが、やはり動かなければ駄目だと思うのです。回転しなければ駄目だと思うので、そこら辺もこれから前向きに、この財産区が有効に山の管理ができるように、ひとつご指導のほうもすべきだと思うのですが、改めてご見解をお伺いします。

○委員長（三田地久志君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員おっしゃるとおり、山の有効活用というのは、十分我々も承知しているところでございますし、やっぱり近年ナラ枯れ等の病気も発生してございます。そういった場合に、やはり木の更新というのは必要不可欠なものとなってきますので、我々といたしましても、やはり地域の皆さんが必要とする材については、当然売払いをしていききたいと考えてございますし、今使っていただいているのは大体炭焼きと、あと原木シイタケのほだ木というところです。ほだ木についても、やはりなかなか調達するのも最近難しくなってきましたので、皆さんにたくさん周知しながら、ある財産については有効に活用していききたいと思っております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。6、7ページを御覧ください。歳入も一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） 議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、県の河川災害復旧事業をはじめとするこれまでの執行状況を踏まえた予算の補正をお願いするものとなっております。

それでは、5ページから載せております令和6年度岩泉町水道事業会計予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支をそれぞれ支出、収入の順に主な内容について説明いたします。

6ページをお開きください。収益的収支の支出についてですが、1款2項2目1節の消費税及び地方消費税を78万2,000円増額としております。消費税につきましては、今回の補正でお願いする工事請負費の減額や、これに関連する収入の調整等を受けまして、

税額の再計算をした結果、納付の見込みに転じましたことから、今回増額での補正をお願いするものでございます。

5 ページをお開きください。収益的収支の収入ですが、1 款 2 項 3 目 1 節一般会計補助金39万7,000円の減ですが、県人事委員会勧告に準じた改定に伴う人件費見込額との差額を調整するものとなっております。

8 ページをお開きください。資本的収支の主な支出でございます。1 款 1 項 1 目 15 節の工事請負費を合計で578万円減額としております。これは、工事費の確定に伴いまして、不用額を整理するものであります。

なお、12月の補正予算の際に説明して議決していただいているところですが、清水川の大橋、下の橋付近の配水管布設工事については、県の河川改修工事が令和7年度まで延長されたことに伴い、令和6年度の関連する予算を減額し、令和7年度の予算に改めて計上することとしております。

7 ページを御覧ください。資本的収支の収入です。1 款 1 項 1 目 1 節の企業債を870万円減額、3 項 1 目 1 節の物件移転補償費を282万4,000円増額としております。こちらのほうは、繰り返しの説明になりますが、工事費の調整に伴うものとなっております。

1 ページにお戻りいただきたいと思えます。今回の補正に係る総額ですが、第3条収益的収支の収入では60万1,000円増額し3億7,992万1,000円、支出では347万7,000円増額し4億2,720万8,000円。

2 ページの上段のほうになりますけれども、第4条資本的収支の収入では587万6,000円減額し1億7,344万5,000円、支出では578万円減額し2億2,744万6,000円としております。

1 ページの下段のほうに戻っていただきまして、下から3行目の中ほどから記載してございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5,400万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額146万8,000円、繰越工事資金2,027万1,000円及び引継金3,226万2,000円で補填することとしています。

少し飛びまして、9 ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により551万4,000円増の2億8,952万円を予定しています。

また、次のページ以降に貸借対照表、損益計算書及び給与費明細書をおつけしており

ますので、併せてご確認ください。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、第2条から第7条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。第2条、業務の予定量の補正から第7条、他会計からの補助金の補正までの審査を一括で行います。

なお、5ページからの事項別明細と9ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 一括ということですから、9ページの右の一番下の欄でお願いしたいのですが、資金について、期末当初の残高が2億8,400万円、そして資金の期末残高が2億8,900万円、500万円ほど、当初よりは500万円ほど増になっていて、会計的にはすごくいい傾向に見えるなということなので、そういうふうを受け止めておいていいのかどうか、説明をお願いします。

○上下水道課長（山岸知成君） 中島総括室長。

○委員長（三田地久志君） 中島総括室長。

○上下水道課総括室長（中島康光君） お答えいたします。

キャッシュ・フロー、そのとおり500万円増ということとなっております。予算的には、赤字予算で計上させていただいております。経営の傾向としては、そのとおり赤字なので、いい方向に進んでいるとは言えないのですけれども、この500万円増の要因としましては、令和5年度の消費税の還付金が5年度予算では計上されていたのですけれども、6年度会計に未収金で引き継がれて、6年度会計に還付金が入りましたので、その分の

500万円相当の還付金がここで反映されている状況となっております。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地久志君） 議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和6年度の執行状況を踏まえた整理が主な内容となっております。

それでは、5ページから載せております令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算事項別明細書の収益的収支と資本的収支をそれぞれ支出、収入の順に主な内容について説明いたします。

収益的収支の支出についてですが、1款1項5目1節固定資産除却費に481万9,000円計上しております。これは、マンホールポンプ設備の更新や浄化センター返流水ポンプ

の更新に伴う固定資産の除却費となります。

次に、収益的収支の収入ですが、1款2項3目1節消費税及び地方消費税還付金345万5,000円の減ですけれども、今年度の収支見込み等により減額としております。

8ページをお開きください。資本的収支の主な支出でございます。1款1項2目18節委託料及び30節工事費ですが、工事等の完了に伴いまして、不用額を整理しております。

7ページを御覧ください。資本的収支の収入です。1款1項1目建設改良債及び4項国庫補助金につきまして、工事完了に伴う財源調整を行っております。

8ページを御覧ください。1款5項2目1節の工事負担金を2,723万3,000円増額しております。これは、県の河川改修事業に伴う下水道管渠の本復旧工事に対する県からの補償費となっております。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。今回の補正に係る総額ですが、第3条、収益的収入及び支出の補正の収入では324万6,000円減額し1億6,896万円、支出では51万1,000円減額し1億6,334万8,000円。

第4条の資本的収入及び支出の補正、これは2ページの上段から記載してございますけれども、収入では2,470万2,000円減額し2億552万3,000円、支出では1,329万9,000円減額し2億4,578万3,000円としております。

1ページの下段に戻っていただきまして、下から3行目の中ほどから記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,026万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,468万1,000円、引継金2,557万9,000円で補填することとしています。

少し飛びまして、9ページをお開きください。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、資金期末残高につきましては、今回の補正により383万6,000円減の1億4,972万円を予定しています。

また、次のページ以降に予定開始貸借対照表及び予定貸借対照表をおつけしておりますので、併せてご確認ください。

最後に、繰越事業について説明させていただきます。公営企業会計の建設改良事業の場合、予算の繰越明許について議決を要しないことから、議案の中には特に記載はございませんが、清水川の大橋、下の橋付近の管渠復旧工事については、県の河川改修事業

が令和7年度まで延長されたことに伴い、令和7年度に繰り越して施工する予定となっておりますので、併せてご報告させていただきます。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三田地久志君） ありがとうございます。提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、第2条から第5条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第5条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。第2条、業務の予定量の補正から第5条、企業債の補正までの審査を一括で行います。

なお、5ページからの事項別明細書と9ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1点お伺いします。

8ページの一番下の段で工事請負費が岩泉浄化センターの工事費の減が予算額の8割から、多いところは2倍かなというぐらい大幅に予定額を下回っています。これについての原因をお願いします。

○上下水道課長（山岸知成君） 工藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 工藤総括室長。

○上下水道課総括室長（工藤健二君） お答えします。

この逆流ポンプの更新工事の減額につきましては、執行残ではございますが、ただこれは予算計上は設計額で計上しておりますが、発注の段階でポンプ等については、市場価格を把握するために特別調査というものをかけて発注しております。その調査の結果、かなり安価に発注できたという減額でございます。

もう一点、汚水濃度計の更新工事、こちらにつきましては、来年度以降脱水機の更新

を予定しております、そちらのほうと一緒にやるということで6年度は発注を見送ったという減額になっております。

通計の197万3,000円につきましては、こちらは他の費用を利用した額ということでなっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 特別調査という言葉をご答弁いただきましたが、これは当初予算要求のあたりには出てこない数字なものですか、特別調査というのは。設計に当たっては、調査というのは必要なような気がしますが、お願いします。

○上下水道課長（山岸知成君） 工藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 工藤総括室長。

○上下水道課総括室長（工藤健二君） この6年度の特別調査につきましては、6年度予算のほうに設計等積算業務を予算計上しております。その6年度予算の中で特別調査を実施するという格好になっておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三田地久志君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 最後になりますが、昨今埼玉の下水に絡む大がかりな災害が起きております。町の中を歩いても、下水管に関係するのかなというところの一部が少し陥落の手前のようなところがあります。ですので、大きな事故になるようなところにはまだなっていないようには見受けられるのですが、そういうふうなことで、目視から始まって調査を始めてもいいのではないかと思うのですが、その点についてお伺いをいたします。

○上下水道課長（山岸知成君） 工藤総括室長。

○委員長（三田地久志君） 工藤総括室長。

○上下水道課総括室長（工藤健二君） お答えします。

ご質問のありました目視点検、実は岩泉町では、毎年度、予算を取って点検のほうを実施しております。間隔的には、5年に1回で全部のマンホール等を調査するというような状況で毎年行っておりますので、新年度におきましても予算計上させていただいております。そういった状況でございます。

○委員長（三田地久志君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地久志君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（三田地久志君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午前11時52分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和7年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会委員長

三 田 地 久 志
